

オリンピック・パラリンピック教育の目的・目標と 教育基本法における「教育の目標」の関係

The relationship between the aims and objectives of Olympic and Paralympic education and the objectives of the Basic Act on Education

青柳 秀幸*, 田原 淳子**

Hideyuki AOYAGI* and Junko TAHARA**

Abstract

In conjunction with the hosting of the Tokyo 2020 Games, Olympic and Paralympic education has been promoted and implemented at schools in Tokyo and throughout Japan under the leadership of multiple organizations. By examining the background for this research and previous studies, the current study has presented four issues that need to be addressed in order to provide more substantive Olympic and Paralympic education after the Tokyo 2020 Games. In order to resolve these issues, this study sought to determine the relationship between the aims and objectives of Olympic and Paralympic education and the objectives of education stipulated in the Basic Act on Education, which is the backbone of conventional schooling in Japan.

Literature and materials from the IOC, the IPC, the Tokyo Metropolitan Board of Education, the Sports Agency, and the Tokyo Organising Committee of the Olympic and Paralympic Games were reviewed, and the aims and objectives of Olympic and Paralympic education and the objectives of education stipulated in the Basic Act on Education were compared. Results indicated that both Olympic and Paralympic education and the Basic Act on Education have common elements in terms of developing the qualities and abilities of children. An examination of the relationship between the two that focused on those elements revealed that Olympic and Paralympic education and Japanese school education (the Basic Act on Education) are similar but with unique elements.

In specific terms, the elements related to children's qualities and abilities that Olympic and Paralympic education seeks to foster are similar to the elements specified in all of the provisions on the objectives of education in the Basic Act of Education. The elements unique to Olympic and Paralympic education are

* 国士舘大学大学院スポーツ・システム研究科 (Graduate School of Sport System, Kokushikan University)

** 国士舘大学体育学部 (Faculty of Physical Education, Kokushikan University)

excellence, courage, determination, confidence, and understanding and interest in sport and the Olympics and Paralympics. In contrast, the unique elements of Japanese education are the values of respect for labor and for responsibility. Moreover, the two educational approaches are compatible, and there were no incongruities between the two.

In summary, this study has logically elucidated the relationship between Olympic and Paralympic education and Japanese schooling in terms of aims and objectives, which is a topic that has not been clarified in the past.

Key words: Olympic and Paralympic education, Tokyo 2020 Olympic and Paralympic Games, Basic Act on Education

1. 研究の背景

第32回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京2020パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」と略す）の開催に伴い、東京都及び全国各地における学校教育現場には、オリンピック・パラリンピック教育（以下、「オリ・パラ教育」と略す）の実施が求められてきた。

東京都では、東京都教育委員会（以下、「都教委」と略す）が2016年より都内全ての公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校に対して、年間35時間程度を目安としたオリ・パラ教育の実施を推奨し、大会終了後も「引き続き発展させながら、継続できる活動とする」ことを謳った^{1) 注1)}。

その他の道府県においては、スポーツ庁の主導により、オリ・パラ教育地域拠点となる道府県及び政令市がオリ・パラ教育全国中核拠点（筑波大学、日本体育大学、早稲田大学）と連携して「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」を実施した⁴⁾。スポーツ庁は、この事業を全国に波及させ、東京2020大会を成功させるために、オリ・パラ教育を開催都市だけでなく全国に展開していく方針を示し、2020年度には45地域（1道1府32県11政令市）で展開した^{5) 6)}。そして、「大会…中略…に向けた全国的な機運の醸成のみならず、それ以降の東京大会の有形・無形

のレガシー創出に向けてきわめて重要な取組」⁷⁾として位置づけた。

一方、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委」と略す）は、「ようい、ドン！」プログラムを実施し、オリ・パラ教育に取り組む公立・私立・国立学校等を東京2020オリンピック・パラリンピック教育実施校（愛称:「ようい、ドン！スクール」）に認証した⁸⁾。その数は2021年7月1日時点で19,002校に及び⁹⁾、組織委は大会やその先に向けた次代を担う人材育成を目指した¹⁰⁾。

スポーツ庁は上述した組織・団体等がオリ・パラ教育についての共通認識をもつために、関係者がノウハウを出し合い、統一方針等を決定するための全国コンソーシアムを結成し、スポーツ庁オリンピック・パラリンピック教育全国中核拠点会議において議論し、情報共有を図った^{注2)}。

以上のように、オリ・パラ教育は、複数の組織の主導により、大会以降への継続やレガシー創出を視野に入れた長期的な展望を描きながら推進・展開が図られてきた。

東京2020大会は閉幕したが、オリンピック及びパラリンピックムーブメントは元より競技大会の開催の有無を問わず展開・継続されていくものである。そこには、人としての生き方や社会及び世界の在り方等を問う理念があり、スポーツを通じた人間形成に重きが置かれている。オリ・パラ

教育もその理念に基づき、ムーブメントの重要な一つの取り組みとして世界中で推進・展開されている。これは日本においても例外ではないはずである。そのため、オリ・パラ教育が東京2020大会以降にも継続・継承されることにより、より一層その本来的な役割が果たされると言えよう。

日本の学校教育現場において、今後もオリ・パラ教育がその名目や枠組みで展開されていくのかについては疑問が残る。しかし、前述したように、オリ・パラ教育は東京2020大会の先を見据えて推進・展開が図られてきた。学習指導要領にもオリンピック・パラリンピックに関する内容が示されている。そのため、今後も少なくとも数年間は、学校教育現場においてオリンピック・パラリンピックが取り上げられるであろう。2030年の冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市に札幌市が立候補しているため、オリ・パラ教育が再び大々的に展開される可能性もあろう。

他方で、東京2020大会の閉幕後には、オリ・パラ教育を主導した組織が縮小、解体され、数年間に渡って充てられていた予算も削減されることが予想されてきた。実際、組織委の「東京2020教育プログラム」に関するホームページは既に閉鎖されている（2021年12月9日）。つまり、大会後のオリ・パラ教育の継続的な実施は、学校教育現場に委ねられようとしている。従って、真にオリ・パラ教育を実践し続けていこうとするならば、この段階において次代の学校や教師に資するような知見や情報を整理しておく必要があると考えられる。これまでの取り組みを一過性のものとせず、批判的な見解^{注3)}も含めて検証や評価が重ねられ、東京2020大会を契機としたオリ・パラ教育がより良い形で継続・継承されていく必要があるだろう。

2. 問題の所在とそこから導かれるオリ・パラ教育の課題

日本各地でオリ・パラ教育の推進・展開が図られた一方で、繁多な勤務環境や過密な教育課程で

実施することによる教員の負担増^{13) 14)}など、学校教育現場に関連した様々な問題が指摘されてきた。本項では、それらの諸問題を整理し、東京2020大会以降にもより実質的なオリ・パラ教育を実現するために対峙する必要があると考えられる課題を提示する。

2.1 学校教育現場におけるオリ・パラ教育の目的・目標や内容への認識、理解

オリ・パラ教育の導入段階より、教師がオリ・パラ教育に取り組むにあたって障害となっていることとして、教える側の理解や熱意の温度差などが明らかにされた¹⁵⁾。

また、東京都の教育研究員（注1参照）による研究報告においても、オリ・パラ教育推進校^{注4)}が「保健体育や地理の学習をそのままオリ・パラ教育とするなど、オリンピック・パラリンピック教育が目指すものを正しく理解できていない」状況が報告された¹⁷⁾。

さらに、「現状では（保健）体育科の中でオリ・パラ教育を推進するという方針は、学習指導要領によって示されているものの、現場の教員にとって具体的内容が見えにくい。故に各教員が新たに教材研究をする必要性が生まれている」という指摘もなされた¹⁸⁾。

こうした報告が存在する以上、学校教育現場ではオリ・パラ教育が目指す事柄が十分に理解されないまま、今日に至るまで進行してきたと言わざるをえない。従って、今後、より実質的なオリ・パラ教育が展開されていくためには、その目的・目標や内容に対する学校教育現場のより深い認識、理解が求められる。

2.2 オリ・パラ教育と学校教育における目的・目標の関係の明確化

前述の東京都教育研究員は、その後1年を経て、「多くの学校でオリンピック・パラリンピック教育が本格的に開始された一方、これまでの教育活動とオリンピック・パラリンピックとの関連付け

について、試行錯誤を重ねている状況が伺える」と報告した¹⁹⁾。オリ・パラ教育と学校教育との関係は、これまでどのように示されてきたのであろうか。

学校教育現場や教育関係者に向けたオリ・パラ教育に関する文献・資料には、学校教育との関係性に着目した記述が多数散見された^{注5)}。それらの記述からは、以下に列挙するように組織委、行政機関、研究者、教育関係者が両者の類似性や整合性を学校教育現場の人々に伝えようとする姿勢が確認できた。

組織委の小林企画財務局企画課長（当時）は、オリ・パラ教育が「既存の教育内容を根本的に変えるような大掛かりなものではなく、普段の取組に、オリンピック・パラリンピックの価値のエッセンスを一つ二つ付加しアレンジいただくような感覚で、この素晴らしい素材を利用してほしい」²⁰⁾と述べている。

都教委は、『東京都オリンピック・パラリンピック教育』実施方針』において、オリンピズムが「教育基本法の『教育の目標』や学習指導要領の理念にも相通するものである」と述べている²¹⁾ ^{注6)}。また、福岡県教育庁指導主事（2017年当時）の物部は、「難しく考えずに、学校教育目標を達成するために、従前ある学校教育活動にオリンピック・パラリンピックをどう活用していくかという立場で進めてほしい」、また「各教科等の目標やねらいと関連させたオリパラ教育の効果的な実践事例を提示していく必要がある」²³⁾と述べている。

研究者らは、オリ・パラ教育に関連する事柄が日常的な教育課題や学習指導要領の理念などと通じるものであると言及している²⁴⁾ ²⁵⁾。

オリ・パラ教育推進校において実践を進めた小室は、「授業を組み立てる作業を全教員で行う中で、オリンピックの精神や価値、歴史、遺産を扱うことが、他の教科や領域で学ぶ内容となんら相違のないものであることに教員自らが納得しはじめることになった」²⁶⁾と述べている。

こうした記述は、学校教育現場の関係者がオリ・パラ教育と学校教育との親和性に気づくことに繋がるかもしれない。しかしながら、それらはいずれもオリ・パラ教育と学校教育との関係について論理的に説明されたものではなかった。従って、その関係の明確化は、問題の所在に述べた学校教育現場におけるオリ・パラ教育の目的・目標や内容への認識、理解を深めるために必要不可欠であると考えられる。

2.3 オリ・パラ教育の教育課程への位置づけの検討

当初2020年に開催が予定されていた東京2020大会を1年前に控えた2019年前後には学校教育現場に関連した問題点が指摘されるようになった。例えば、オリ・パラ教育を主導している組織の関係者らが登壇した日本オリンピック・アカデミーのセッションでは、オリ・パラ教育が学校教育における教育目標や学習指導要領の「どの部分とつながっているのか」を示していく必要性が指摘された²⁷⁾。

他の研究報告では、教師がオリ・パラ教育で児童・生徒に何を伝えることができ、児童・生徒が何を身につけ、できるようになるのかを自覚することの重要性²⁸⁾や、オリンピック・パラリンピックをいかに日々の教育活動の中に関連付け、学びを深められるか²⁹⁾等、オリ・パラ教育の必要性や教育的価値を見出し、提示していくことが課題として挙げられた。さらに、大会前に積極的に行われている様々な教育プログラムや財政支援が大会後に継続される見通しが極めて低いことを踏まえ、「レガシーとして根付くためには、財政的な支援がなくとも行える仕組み作りと、学校教育においては教育課程の中に位置づけることが必然と考えられる」というスポーツ庁オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業関係者らの報告がみられた³⁰⁾。

なお、パラリンピック教育に限定した研究においても、段階的・継続的・系統的に行うためには、

教育課程・教職課程での明確な位置づけなどが求められること³¹⁾、また、パラリンピアンへの講演会や体験会の単発的な開催に留まらず、パラリンピックの4つの価値(5.2において詳述)を意識した実践的なプログラムづくりなどが課題として挙げられている³²⁾。

以上の指摘や、ここまでに取り上げた学校教育現場における課題に鑑みれば、実践研究及び報告の継続的な蓄積・共有のみならず、オリ・パラ教育の在り方を学校教育現場との関わりの中で問う必要がある。そして、オリ・パラ教育と学校教育との関係や教育課程への位置づけが検討されていなくてはならない。そうした研究成果に基づく学校教育現場との対話により、オリ・パラ教育への理解が深まり、より実質的なオリ・パラ教育が展開されていくことが期待できる。

3. オリ・パラ教育と学校教育との関係に着目した先行研究の検討

オリ・パラ教育全体に関する研究動向を俯瞰した報告には、次のものがある(2021年12月9日時点)。

まず、友添らは、東京2020大会に向けたオリ・パラ教育の活発化に伴い、実践報告が行われるようになってきたと述べた³³⁾。そして岡田はさらに踏み込んで、実践を行なった教員によるオリ・パラ教育の効果や課題に関する報告が散見されるものの、実証的な研究としては、スポーツ庁が推進するオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業を対象としたごく少数のものに留まっていると指摘した³⁴⁾。パラリンピック教育に限定した場合においても、日本の先行研究を概観した岡田らは、実践報告が中心であることを指摘している³⁵⁾。

その他には、オリ・パラ教育を学校教育に根づかせるための方法論的研究として、次のような指摘が存在する。既存の取り組み(教科や総合的な学習の時間等)との関連づけや、教員がオリ・パ

ラ教育を積極的に試みることにつながる研修のあり方を検討する必要性³⁶⁾、行政等からの支援がなくとも自立的に様々な教育活動と関連づけた教育を実践している学校を対象にした調査の必要性³⁷⁾である。

これらの研究は、オリ・パラ教育を学校教育現場でより効果的に実践していく上で有意義であると考えられるが、いずれもオリ・パラ教育と学校教育との理論的な関係を明らかにするものではない。

一方、諸外国においては、東京2020大会の招致成功以前より、オリンピック教育を教育制度や教育課程と接続して実施している事例が報告されている。例えば、教師向けのオリンピック教育用ガイドブック『Be a Champion in Life!!』は、オリビズムの普及という立場ではなく教育現場で活用する立場で作成され、オリンピックは教育の有効な素材になると考えられた³⁸⁾。また、ニュージーランドではオリンピック教育が初等・中等教育の保健体育科目で国のカリキュラムに密接に関連する形で展開されている。そこでは、オリンピックについての知識を教えるのではなく、保健体育・スポーツを通じて体得することができる諸価値と行動指針としてのオリビズムを児童・生徒に伝え、日常生活に浸透させることが目指されている³⁹⁾。海外の資料からは、「オリビズムが人類が共通に学ぶに値する内容であるとの認識や学校教育活性化という観点からオリンピック教育を学校内に位置付けようとする共通認識」が、国際オリンピック・アカデミー(IOA)、ドイツ、Siedentop(アメリカ)にみられたことが明らかにされた⁴⁰⁾。その他にも、ユースオリンピックの開催を契機に教育省(政府)の理解などを得て教育活動の支持を取り付けたシンガポールの事例や、台湾の大学における教養教育としてのオリンピック教育の事例などがある⁴¹⁾。

こうした諸外国の事例に見られるように、今日の日本においてもオリ・パラ教育が学校教育との関係から検討され、学校教育現場に対して論理的

な説明を可能にする研究が遂行される必要がある。また、諸外国の事例を踏襲するだけでなく、そこでの経験や課題を日本の実情に即して活用していくことも重要であると考えられる。例えば中国のハイ・レン（中国体育科学研究所オリンピック研究センター所長（当時））は、「各国の伝統文化とオリंपリズムをバランスよく組み合わせたその国独自のモデルを求めなくてはならない」⁴²⁾と述べ、オリंपニック教育を自国で展開する際の調和した在り方に言及した。日本でオリ・パラ教育と学校教育との関係を検討する際には、日本の教育方針や制度との関わりから検討される必要性があろう。

他方で、既存の学校教育にとってオリ・パラ教育の独自性が示されることなく、あくまで既存の教育の範疇の中で終始するのであれば^{注7)}、オリ・パラ教育を新たに実施する意義は十分に見出せないかもしれない。例えば、丸山は、ドイツのNRW州におけるスポーツ（体育科－筆者）指導要領の中でのオリंपニック教育の位置づけを検討し、オリंपニック教育に固有の目標や内容がスポーツ指導要領に明確に位置付けられていない点がオリंपニック教育運動の弱点になっていると指摘した。そして、オリंपニック教育の成否を握る重要課題として、オリंपニック教育とスポーツ教育との違いや、オリंपニック教育固有の目標や内容、方法を明確にし、具体化する必要性を指摘した⁴⁵⁾。

以上のように、オリंपニック教育と学校教育との関係については、諸外国を事例に様々な報告や指摘がなされてきた。今後、日本においてもより実質的なオリ・パラ教育を実現しようとする場合には、丸山が「固有性」と述べたような、オリ・パラ教育の独自性の検討を視野に入れながら、学校教育との関係を明確化する必要があると考えられる。

以上の研究の背景及び先行研究の検討から、今後、東京2020大会以降にも全国各地においてより実質的なオリ・パラ教育を実現するためには、

以下の4課題に対峙し、解決を試みる必要があると考えられる。すなわち、1) オリ・パラ教育と学校教育における目的・目標の関係の明確化 2) オリ・パラ教育の独自性の検討 3) 学校教育現場におけるオリ・パラ教育の目的・目標や内容への認識、理解 4) オリ・パラ教育の教育課程への位置づけの検討 である。

4. 研究の目的及び方法

全国各地の学校教育現場が参考にできる知見を得るためには、開催都市である東京都のみならず、全国的に推進・展開されたオリ・パラ教育を俯瞰して検討する必要がある。そのことは、東京2020大会以降のオリ・パラ教育の在り方や継承について検討する上でも有意義であると考えられる。

そこで本研究では、前述の4課題の解決に資するために、東京2020大会に関わってオリ・パラ教育を主導した国内の主要組織及びその情報源となっていた国際組織におけるオリ・パラ教育の目的・目標と、日本の学校教育の根幹・指針である教育基本法における「教育の目標」とを比較、検討し、その関係を明らかにすることを目的とした。これにより、上述の課題1)及び2)の達成に資すると共に、課題3)に寄与することができる。また、課題4)についても、本研究は、当該研究の対象とする「教育の目標」などに基づく学校教育法及び学習指導要領、学校教育課程と、オリ・パラ教育との関係や位置づけを検討する上での基盤となり得るものである。

本研究は、次の手順で遂行された。

- (1) オリ・パラ教育の目的・目標及び教育基本法における「教育の目標」について解説・詳述している文献・資料をもとに、目的・目標を抽出、整理した。

抽出対象としたオリ・パラ教育の目的・目標は、1) 国際オリンピック委員会 (IOC) 及び国際パラリンピック委員会 (IPC) が主導するオリ・パ

ラ教育（以下、「国際オリ・パラ教育」と略す）及び 2）東京2020大会を契機とした、都教委及びスポーツ庁、組織委が主導したオリ・パラ教育（以下、「東京2020オリ・パラ教育」と略す）が掲げ、重視した事柄とした。

文献・資料は次のものを用いた。

1) 国際オリ・パラ教育については、IOCとIPC公認のオリンピック及びパラリンピック教育の実践的指導書に相当する『オリンピック価値教育の基礎』⁴⁶⁾と、『I'm POSSIBLE [教師用ハンドブック] 第5版』⁴⁷⁾を使用した^{注8)}。

なお、これら日本語版の文献・資料に記されているオリンピック及びパラリンピック教育の目的・目標は、国際版と相違がないことを確認した。

2) 東京2020オリ・パラ教育については、『「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針』⁵¹⁾、『「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」最終提言の概要』⁵²⁾、『オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告』⁵³⁾、『令和元年度スポーツ庁委託事業 オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業 実践事例集』⁵⁴⁾、『東京2020参画プログラム ガイドライン-東京2020教育プログラム 学校編-(2020年7月版)』⁵⁵⁾を用いた。

3) 教育基本法における「教育の目標」については、『逐条解説 改正教育基本法』⁵⁶⁾ ^{注9)}を用いた。

(2) (1) で抽出された目的・目標の中から子どもの資質・能力に係る要素に着目し、教育基本法の「教育の目標」に対して、オリ・パラ教育の目的・目標がどのような関係にあるのかを比較、検討し、それらを次の3点で分類した。1) オリ・パラ教育の目的・目標と「教育の目標」との近似要素 2) オリ・パラ教育独自の要素 3) 日本の教育独自の要素。

なお、比較、検討する際には、各要素の構成、規定背景を併せて参照した。また、「資質・能力」については、国立教育政策研究所による『資質・

能力を育成する教育課程の在り方に関する研究報告書1』を参考にした。同報告書によれば、「資質・能力の定義は、それをどう見ると関係して複雑なものにならざるをえません」とした上で、資質・能力は『「資質」を中心に人格（価値・態度等）に関わるもの』であると説明されている⁵⁸⁾。

そこで、本研究では、オリ・パラ教育及び日本の教育が目的・目標に掲げている「価値」や「態度」などの人格に関わる要素を比較、検討の対象とした。そして、①国際オリ・パラ教育 ②東京2020オリ・パラ教育 ③日本の教育 がそれぞれの教育において目指す人間像及び資質・能力を「子どもの資質・能力に係る要素」と称して扱った。

(3) (2) の結果を総合して検討し、オリ・パラ教育における目的・目標と「教育の目標」の関係を明らかにした。

なお、ここまで述べてきた研究方法を図1に示したので併せて参照されたい。

5. 国際オリ・パラ教育における目的・目標

5.1 国際オリンピック教育とその目的・目標

IOCは、2005年よりオリンピックの価値を普及・推進するための教育プログラム、Olympic Values Education Program（以下、「OVEP」と略す）を展開し⁵⁹⁾、教育者やコーチ、青少年リーダーをサポートするツールキットの開発などをした⁶⁰⁾。そして、現在（2021年12月）IOCは、OVEPが青少年の人格形成に資する価値に基づいたカリキュラムの普及を目指し、若者にオリンピックの中心的価値（卓越、敬意／尊重、友情）などの人生の価値を体験させる学習リソースであると記している⁶¹⁾。

IOC会長トーマス・バッハは、OVEPが、若者がオリンピックの中心的価値（表1）を含む活動に共通の基盤を見出す助けとなることや、今日では110ヶ国以上がOVEPを取り入れ、多くの若者が活動を通してオリンピックの価値を経験したと述べている⁶²⁾。

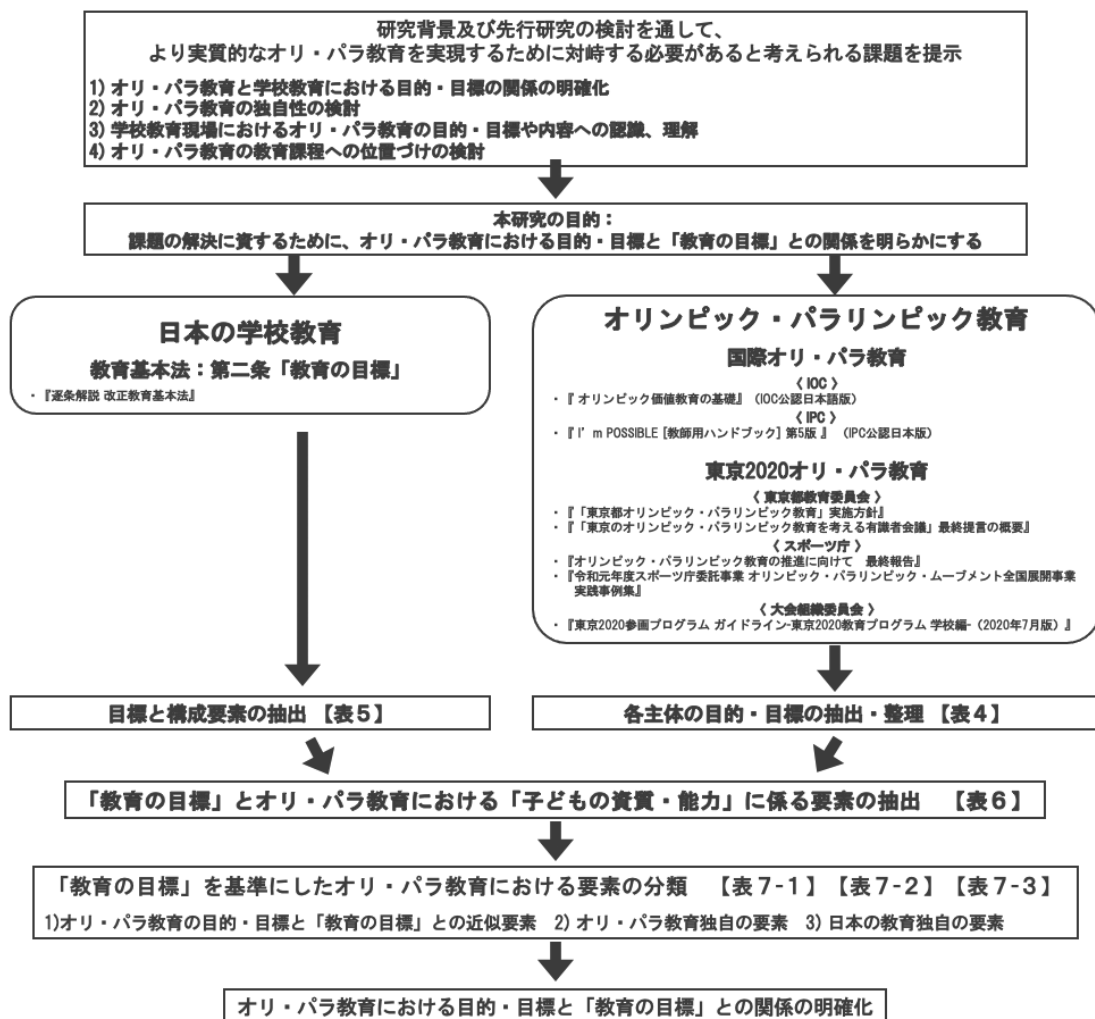


図1 本研究方法の概要

表1 オリリンピックの中心的価値

卓越(Excellence)：スポーツに限らず人生においてベストを尽くすこと。大切なのは勝利することではなく、目標に向かって全力で取り組むことであり、体と頭と心の健全な調和を育むことである。

友情(Friendship)：スポーツでの喜びやチームスピリット、対戦相手との交流は人と人とを結びつけ、互いの理解を深める。そのことは、平和でよりよい世界の構築に寄与する。

敬意／尊重(Respect)：互いに敬意を払い、ルールを尊重することはフェアプレーの精神をはぐくむ。これは、オリンピック・ムーブメントに参加するすべての人にとっての原則である。

『JOCの進めるオリンピック・ムーブメント』¹⁴²⁾をもとに作成。なお、本研究が比較、検討の対象とした子どもの資質・能力に係る要素を下線で示した。

OVEPの最新版(2017年)は4つのリソース^{注10)}で構成され、その一つに『オリンピック価値教育の基礎』が位置づけられている。同書には、価値に基づく指導と学習の機会を推進するための情報・資料が含まれており、事実に基づく固定的な学習ではなく、オリンピズムの教育テーマをどのように教え、学ぶかが重視されている⁶⁴⁾。

なお、オリンピズムの教育テーマとは、若者がオリンピズムの原則を理解し、実践に役立てるために、IOCがオリンピズムの根本原則とオリンピックの中心的価値に基づいて定めた次の5つを指す。①スポーツと身体活動を通して努力から得られる喜びを経験する ②フェアプレー学習 ③自他共に尊重する ④卓越性を目指してベストを尽くす ⑤肉体、意志、精神の調和のとれたバランスの良い生活を送る⁶⁵⁾。なお、各テーマの説明は【表2】に示した。

5.2 国際パラリンピック教育とその目的・目標

パラリンピック・ムーブメントの究極の目標は、「パラスポーツを通じて障がい者にとってインク

ルーシブな社会を創出する」ことである⁶⁶⁾ ^{注11)}。IPCの開発を担うアギトス財団は、パラリンピックの価値(表3)とパラリンピック・ムーブメントの理念を世界中の若者に発信することを目的とする教育プログラム、『I'm POSSIBLE』を展開している⁶⁸⁾。そこでは、子どもたちにパラリンピックやパラスポーツを題材に、共生社会への気づきをもたらすことを目指した教材が作成されている。

日本では、国際版『I'm POSSIBLE』の内容をもとに、教育現場での活用のしやすさを考慮して日本財団パラリンピックサポートセンターと日本パラリンピック委員会がベネッセこども基金と共に日本版教材を開発した。この教材には、3つのテーマ(1:パラリンピックの価値 2:パラリンピックスポーツ 3:東京2020スペシャル)があり、パラリンピックを題材に共生社会を考える学びにつなげるための次の3つのステップで構成されている⁶⁹⁾。①パラリンピックの基礎知識・魅力を学ぶ ②パラリンピックの価値を学ぶ ③パラリンピックを題材に共生社会を考える。

表2 『オリンピック価値教育の基礎』において示されたオリンピズムの教育テーマ

<p><u>スポーツと身体活動を通して努力から得られる喜びを経験する</u>：若者は身体活動、運動、試合、競技の中で、自分自身に、また互いに挑戦することによって身体、行動、知力において成長していく。</p> <p><u>フェアプレー学習</u>：フェアプレーはスポーツにおける概念であるが、今日では世界中の多様な場面で取り入れられている。スポーツでのフェアプレー学習は、地域社会や人生においてフェアに行動する意志を育成し、強固にすることにつながる。</p> <p><u>自他共に尊重する</u>：多文化的な世界に生きる若者が多様性を受け入れ、尊重し、友好的な態度を実践することで平和と国際理解が促される。</p> <p><u>卓越性を目指してベストを尽くす</u>：卓越性を目指すことは、若者が積極的になり、健全な選択をし、どんなときでもベストを尽くす上で役立つ。</p> <p><u>肉体、意志、精神の調和のとれたバランスの良い生活を送る</u>：学習は頭だけでなく全身で行うものであり、フィジカル・リテラシー(身体に関する知識・能力)や運動を通じた学習は、道徳的な学習と知的学習の双方を深める上で役立つ。この考えは、ピエール・ド・クーベルタンがオリンピック競技大会の復活を志した最大の理由であった。</p>

『オリンピック価値教育の基礎』¹⁴³⁾をもとに作成。なお、本研究が比較、検討の対象とした子どもの資質・能力に係る要素を下線で示した。

表3 バラリンピックの価値

<p><u>勇氣(Courage)</u> : マイナスの感情に向き合い、乗り越えようと思う精神力。</p> <p><u>強い意志(Determination)</u> : 困難があっても、諦めず限界を突破しようとする力。</p> <p><u>インスピレーション(Inspiration)</u> : 人の心を揺さぶり、駆り立てる力。</p> <p><u>公平(Equality)※</u> : 多様性を認め、創意工夫をすれば、誰もが同じスタートラインに立てることを気づかせる力。</p> <p>※ IPC 発表の英語表記は「Equality」でありその一般的な和訳は「平等」であるが、「平等」な状況を生むには、多様な価値観や個性に即した「公平」な機会の担保が不可欠である。そしてそのことを気づかせてくれるのがパラリンピックやパラアスリートの力である、という点を強調するため、IPC 承認の下、あえて「公平」とされている。</p>

『I'm POSSIBLE[教師用ハンドブック]第5版』¹⁴⁴⁾をもとに作成。なお、本研究が比較、検討の対象とした子どもの資質・能力に係る要素を下線で示した。

この教材は、全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などに無償配布されている⁷⁰⁾。「I'm POSSIBLE」には、不可能(Impossible)だと思えたことも、考え方を変えたり、少し工夫したりすればできるようになるというパラリンピックの選手たちが体現するメッセージが込められている⁷¹⁾。

6. 東京2020大会を契機とした日本におけるオリ・パラ教育とその目的・目標

日本では、研究の背景で述べた全国コンソーシアムに所属する都教委、スポーツ庁、組織委が、独自にオリ・パラ教育の目的・目標を掲げて(2021年7月4日時点)オリ・パラ教育を主導した。全国の学校では、これらの組織が展開、報告したオリ・パラ教育の取り組みや資料を活用することができた。以下に各組織のオリ・パラ教育の概要をまとめた。

6.1 東京都教育委員会

都教委は、オリンピック・パラリンピックの価値・精神及び東京2020大会ビジョン等を踏まえ、オリ・パラ教育を通じて次のような人間を育成することをオリ・パラ教育の目標とした。①自己を肯定し、自らの目標を持って、自らのベストを目指す意欲と態度を備えた人間 ②スポーツに親し

み、知・徳・体の調和のとれた人間 ③日本人としての自覚と誇りを持ち、自ら学び行動できる国際感覚を備えた人間 ④多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間。また、都教委は4つのテーマと4つのアクションを組み合わせた「4×4の取組」^{注12)}を行なった。さらに、重点的に育成すべき5つの資質として、①ボランティアマインド、②障害者理解、③スポーツ志向、④日本人としての自覚と誇り、⑤豊かな国際感覚をあげた^{注13) 74)}。

6.2 スポーツ庁

スポーツ庁は、オリンピックやオリンピック・ムーブメントの目的、パラリンピックの理念、そしてオリンピック及びパラリンピックの価値を踏まえ、オリンピック・パラリンピックを題材にして、以下の3点を推進することをオリ・パラ教育の目的とした。①スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上 ②障害者を含めた多くの国民の、幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画(「する」、「見る」、「支える」、「調べる」、「創る」)の定着・拡大 ③児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求められる資質・能力等の育成。

さらにスポーツ庁は、オリ・パラ教育が、スポーツの価値^{注14)}や効果の再認識を通じて自己や

表4 東京2020大会を契機とした日本におけるオリ・パラ教育の目的・目標及び重点事項等

	オリ・パラ教育の目的・目標	その他
東京都	<p>「オリンピック・パラリンピックの価値・精神」及び「東京2020大会ビジョン」等を踏まえ、次のような人間の育成を目標とした。</p> <p>〈オリ・パラ教育の目標〉</p> <p>① 自己を肯定し、自らの目標を持って、自らのベストを目指す意欲と態度を備えた人間</p> <p>② スポーツに親しみ、知・徳・体の調和のとれた人間</p> <p>③ 日本人としての自覚と誇りを持ち、自ら学び行動できる国際感覚を備えた人間</p> <p>④ 多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間</p>	<p>〈重点的に育成すべき5つの資質〉</p> <p>ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚</p> <p>〈4×4の取組〉</p> <p>4つのテーマ</p> <p>【オリンピック・パラリンピックの精神】【スポーツ】【文化】【環境】</p> <p>4つのアクション</p> <p>【学ぶ(知る)】【観る】【する(体験・交流)】【支える】</p>
スポーツ庁	<p>政府は「大会開催を契機に、オリンピック・パラリンピック教育の推進によるスポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成すること」を平成27年11月27日に閣議決定。スポーツ庁は、オリビズムやオリンピック・ムーブメントの目的、パラリンピックの理念、そしてオリンピック及びパラリンピックの価値を踏まえ、オリンピック・パラリンピックを題材にして、以下の3点を推進することをオリ・パラ教育の目的とした。また、スポーツの価値やその高潔性を守ることの意味、そしてそれらを保持していくための不断の努力の大切さについて学ぶことも重要であるとした。</p> <p>〈オリ・パラ教育の目的〉</p> <p>① スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上</p> <p>② 障害者を含めた多くの国民の、幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画(「する」、「見る」、「支える」、「観る」)の定着・拡大</p> <p>③ 児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求められる資質・能力等の育成</p>	<p>〈スポーツの価値〉</p> <p>・スポーツは、精神的な充足感や楽しさ・喜びをもたらし、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤</p> <p>・スポーツには、自己充実・自己変革を促す力、社会や世界を変える大きな力がある</p> <p>〈「スポーツ庁オリンピック・パラリンピック教育全国中核拠点会議」において議論され、決定された5つのテーマ〉</p> <p>①スポーツ及びオリンピック、パラリンピックの意義や歴史に関する学び</p> <p>②マナーとおもてなしの心を備えたボランティアの育成</p> <p>③スポーツを通じたインクルーシブな社会(共生社会)の構築</p> <p>④日本の伝統、郷土の文化や世界の文化の理解、多様性を尊重する態度の育成</p> <p>⑤スポーツに対する興味・関心の向上、スポーツを楽しむ心の育成</p>
大会組織委員会	<p>オリ・パラ教育の目的として次の事柄を示した。</p> <p>東京2020大会ビジョン(全員が自己ベスト、多様性と調和、未来への継承)に基づき、オリンピックの3つの価値、パラリンピックの4つの価値、スポーツの価値(チャレンジすることや努力を学ぶ態度、ルールの尊重、フェアプレーの精神)を学ぶ機会を提供し、日本の子供たち以下のようなレガシーを残していく。</p> <p>〈残すべき3つのレガシー〉</p> <p>①失敗を恐れず自ら行動を起こす人材、将来に向かって自信と勇気を兼ね備えた人材を育てていく</p> <p>②障がいの有無、人種、言語等、様々な違いがあることを理解しつづ、共につながり、助け合い、支え合って生きていく力を身につける(多様性の理解)</p> <p>③東京2020大会を契機に、国際社会や地域社会の活動に関心を持って、主体的、積極的に社会に参画できる人材を育てていく</p>	<p>〈東京2020大会ビジョン〉</p> <p>大会組織委員会は、「スポーツには世界と未来を変える力がある」ことや、1964年の東京大会が日本を大きく変えた、とした。</p> <p>そして、2020年の東京大会は、「すべての人が自己ベストを目指し(全員が自己ベスト)」、「一人ひとりが互いを認め合い(多様性と調和)」、「そして、未来につなげよう(未来への継承)」を3つの基本コンセプトとし、史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とすることを示した。</p>

『東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針』¹⁴⁵⁾；『オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて最終報告』¹⁴⁶⁾；『令和元年度スポーツ庁委託事業 オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業 実践事例集』¹⁴⁷⁾；「スポーツ庁 Webマガジン DEPORTARE デポルターレ」¹⁴⁸⁾；『東京2020参画プログラムガイドライン-東京2020教育プログラム学校編-(2020年7月版)』¹⁴⁹⁾；「大会ビジョン」¹⁵⁰⁾をもとに作成。なお、本研究が比較、検討の対象とした子どもの資質・能力に係る要素を下線で示した。

社会の在り方を向上させ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる人材を育成し、日本において求められる社会の将来像^{註15)}を実現しようとするものであると記した。また、オリ・パラ教育を通じて、初等中等教育の段階からスポーツの価値やその高潔性を守ることの意味、そしてそれらを保持していくための不断の努力の大切さを学ばせることを重視した⁷⁷⁾。そして、学校教育現場では、「スポーツ庁オリンピック・パラリンピック教育全国中核拠点会議」において議論され、決定された以下の5テーマに沿った授業、競技体験などが展開された。

①スポーツ及びオリンピック、パラリンピックの意義や歴史に関する学び ②マナーとおもてなし

しの心を備えたボランティアの育成 ③スポーツを通じたインクルーシブな社会(共生社会)の構築 ④日本の伝統、郷土の文化や世界の文化の理解、多様性を尊重する態度の育成 ⑤スポーツに対する興味・関心の向上、スポーツを楽しむ心の育成。

なお、2017年度より各地域拠点で行われた実践事例が掲載された事例集においても、この5つのテーマごとに報告が蓄積されている^{78) 79)}。

6.3 大会組織委員会

組織委は、東京2020大会の大会ビジョン(全員が自己ベスト、多様性と調和、未来への継承)に基づき、オリンピック及びパラリンピックの価

値、スポーツの価値（チャレンジすることや努力を学ぶ態度、ルールの尊重、フェアプレーの精神）を学ぶ機会を提供し、日本の子供たちに以下の3つのレガシーを残していくことをオリ・パラ教育の目的とした⁸⁰⁾。

①失敗を恐れず自ら行動を起こす人材、将来に向かって自信と勇気を兼ね備えた人材を育てていく ②障がいの有無、人種、言語等、様々な違いがあることを理解しつつ、共につながり、助け合い、支え合って生きていく力を身につける（多様性の理解） ③東京2020大会を契機に、国際社会や地域社会の活動に関心を持って、主体的、積極的に社会に参画できる人材を育てていく。

7. 教育基本法における「教育の目標」

教育基本法は、「教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにするもの」⁸¹⁾であり、「我が国の教育の根本的な理念や原則を定めるもので、すべての教育関係法令の根本法ともいうべき法律」⁸²⁾である。文部科学省は、「教育の目的として『人格の完成』、『国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成』を規定」

し、「この教育の目的を実現するために今日重要と考えられる事柄を『教育の目標』として規定」している⁸³⁾注16)。

日本における幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校は、教育基本法第六条に規定されている通り、「教育の目標」が達成されるよう、「教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」⁸⁴⁾とされている。

以上のことから、教育基本法第二条「教育の目標」には、日本の教育の目的である人格の完成を達成・実現するために今日重要と考えられる態度や精神などが規定されている（表5）。そして、それらは小学校や中学校などの各学校階梯を含む日本における全ての教育活動において「教育の目的」と同様に根本的な位置づけにあり、教育の指針・根幹となっている。

8. 教育基本法における「教育の目標」とオリ・パラ教育における目的・目標の関係

5.と6.の結果をまとめると、国際オリ・パラ教

表5 教育基本法 第二条「教育の目標」

<p>教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 <u>幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</u></p> <p>二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、<u>創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</u></p> <p>三 <u>正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</u></p> <p>四 <u>生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</u></p> <p>五 <u>伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</u></p>
--

教育基本法¹⁵¹⁾をもとに作成。なお、教育基本法研究会が解説している部分を下線で示し、それらを本研究において比較、検討の対象とする子どもの資質・能力に係る要素として抽出した。

育及び東京2020オリ・パラ教育に関わる各組織は、オリンピック及びパラリンピックの精神や価値に基づき、各組織独自の表現でオリ・パラ教育の目的・目標を掲げていたことが明らかになった。

また、オリ・パラ教育の目的・目標と「教育の目標」には、それぞれの教育が目指す子どもの資質・能力に係る要素が包含されていた（表6）。

そこで本項では、それらの資質・能力に係る要素に着目し、教育基本法の「教育の目標」に対して、国際オリ・パラ教育及び東京2020オリ・パラ教育の目的・目標がどのような関係にあるのかを比較、検討した。検討の結果を【表7-1】から【表7-3】に示したので併せて参照されたい。

8.1 両者に近似する要素

(1) 「教育の目標」第一号関連

第一号には、日本の教育が目指すべき基本的な事柄が知・徳・体を中心として規定されている。具体的には、「知」に相当するものとして「幅広い知識と教養」、「真理を求める態度」が規定されている。「徳」に相当するものとして、「豊かな情操」と「道徳心」が規定され、「体」に相当するものとして「健やかな身体」が規定されている⁸⁵⁾。

オリ・パラ教育においてこれらに該当する要素は、国際オリ・パラ教育における「肉体と意志と精神の調和のとれたバランスの良い生活を送る」態度⁸⁶⁾である。そこでは、表現の仕方こそ異なるが、身体、精神などのどこか一部分のみを発達させたり、育成するのではなく、総体として調和のとれた人間の成長が目指されているからである。

また、東京2020オリ・パラ教育における「スポーツ（への）親しみ（と）知・徳・体の調和」⁸⁷⁾、心身の健全な発達を含む「スポーツ志向（心身の健全な発達を含む）」⁸⁸⁾が、同様に第一号に該当している。オリンピック憲章^{注17)}においても、オリンピック・ムーブメントの根本思想であるオリピズムは、「肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方

の哲学」⁹⁰⁾であることが示されている。したがって、日本における教育とオリンピック教育は、両者が目指すべき基本的な事柄が近似していると言える。

同じく第一号には、美しいものや優れたものに接して感動する、情感豊かな心を指す「豊かな情操」が規定されている⁹¹⁾。

これについては、オリ・パラ教育の目的・目標には該当する要素が見当たらなかったものの、国際オリ・パラ教育における「インスピレーション」の内容を検討した結果、両者が対応していることが明らかになった。「インスピレーション」は、ロールモデルとしてのパラアスリートの能力が最大限に発揮され、見る者を力づけ、人の心を揺さぶり駆り立てるという価値である^{92) 93)}。そのため、子どもたちがそのインスピレーションを体現しているアスリートの努力や活躍等に触れることで、「豊かな情操」を養うことができると考えられる。

(2) 「教育の目標」第二号関連

第二号には、知識基盤社会といわれる21世紀において、情報通信技術の進展等による教育環境の大きな変化を十分に生かしつつ、探究心、発想力や創造力等を伸ばし、新たな「知」の創造と活用を通じて日本社会や人類の将来の発展に貢献する人材を育成する必要性があることから、「創造性」が規定されている⁹⁴⁾。

これについては、オリ・パラ教育の目的・目標には該当する要素が見当たらなかったものの、先に述べたOVEPが対応している。OVEPのアクティビティシート^{注18)}は、質問や課題を通じて、創造、問題解決、協働、読み書きの能力を向上させることができるように作成されている⁹⁶⁾。従って、アクティビティシートなどを活用したオリ・パラ教育の実施は、「創造性」を養う上で有益であると考えられる。

第二号には、他からの支配や援助を受けずに、自ら考え、自ら主体的に行動し、自らのことを自らの責任において処理する精神などを指す「自主及び自律の精神」が規定されている⁹⁷⁾。

表6 各組織における子どもの資質・能力に係る要素の一覧

		子どもの資質・能力に係る要素
日本の教育 (※1)	教育基本法における 「教育の目標」	<一号> ・幅広い知識と教養 ・真理を求める態度 ・豊かな情操 ・道徳心 ・健やかな身体 <二号> ・創造性 ・自主及び自律の精神 ・職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度 <三号> ・正義を重んずる態度 ・責任を重んずる態度 ・自他の敬愛と協力を重んずる態度 ・男女の平等を重んずる態度 ・公共の精神 ・社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度 <四号> ・生命を尊(ぶ)態度 ・自然を大切に(する)態度 ・環境の保全に寄与する態度 <五号> ・(日本の)伝統、文化の尊重 ・我が国と郷土を愛する態度 ・他国を尊重(する)態度 ・国際社会の平和と発展に寄与する態度
国際オリ・パラ教育 (※2)	オリンピック教育	<オリンピックの中心的価値> ・卓越 ・友情 ・敬意/尊重 <オリンピズムの教育テーマ> ・スポーツと身体活動を通して努力から得られる喜びを経験する ・フェアプレー学習 ・自他共に尊重する ・卓越性を目指してベストを尽くす ・肉体と意志と精神の調和のとれたバランスの良い生活を送る
	パラリンピック教育	<パラリンピックの価値> ・勇氣 ・強い意志 ・インスピレーション ・公平
東京2020オリ・パラ教育 (※3)	東京都教育委員会	<オリ・パラ教育の目標> ・自己を肯定し、自らの目標を持って、自らのベストを目指す意欲と態度 ・スポーツ(への)親しみ(と)知、徳、体の調和 ・日本人としての自覚と誇り ・自ら学び行動できる ・国際感覚 ・多様性(の)尊重 ・共生社会の実現や国際社会の平和と発展(への)貢献 <重点的に育成すべき5つの資質> ・ボランティアマインド ・障害者理解 ・豊かな国際感覚 ・スポーツ志向(心身の健全な発達、チームワークの精神を含む) ・日本人としての自覚と誇り(規範意識、公正・公平な態度や公共の精神を含む) <4×4の取組> ・オリンピック・パラリンピックの精神 ・スポーツ(意義や精神を含む) ・文化(日本の文化と異文化の理解を含む) ・環境(問題に関する学び)
	スポーツ庁	<オリ・パラ教育の目的> ・スポーツの意義や価値等に対する理解・関心 ・スポーツへの主体的な参画(する・見る・支える・調べる・創る) <5つのテーマ> ・スポーツ及びオリンピック、パラリンピックの意義や歴史に関する学び ・マナーとおもてなしの心を備えたボランティア(精神) ・スポーツを通じたインクルーシブな社会(共生社会)の構築 ・日本の伝統、郷土の文化の理解 ・世界の文化の理解 ・多様性を尊重する態度 ・スポーツに対する興味・関心 ・スポーツを楽しむ心 <その他> ・スポーツの価値やその高潔性を守ることの意味及びそれらを保持していくための不断の努力の大切さ
	大会組織委員会	<東京2020大会ビジョン> ・自己ベストを目指(す) ・一人ひとりが互いを認め合(う) <スポーツの価値> ・チャレンジすることや努力を学ぶ態度 ・ルールの尊重 ・フェアプレーの精神 <残すべき3つのレガシー> ・失敗を恐れず自ら行動を起こす ・自信 ・勇氣 ・多様性の理解 ・国際社会や地域社会の活動(への)関心 ・主体的、積極的(な)社会(への)参画

本表に記載した要素は、国際オリ・パラ教育及び東京2020オリ・パラ教育における目的・目標と「教育の目標」に包含されている子どもの資質・能力に係る要素を、文献・資料から抜粋したものである。ただし、日本語として不自然な場合には、文意を損ねない範囲で表現の調整を行った。調整を行った箇所は、()で括弧で補足した。

※1：教育基本法における「教育の目標」より抽出した要素は、教育基本法研究会が解説している部分である。

なお、抽出した諸要素は、【表5】に下線で示した部分に該当する。

※2：抽出した各要素は、【表1】、【表2】、【表3】に下線で示した部分に該当する。

※3：抽出した各要素は、【表4】に下線で示した部分に該当する。

表7-1 教育基本法第二条：「教育の目標」を基準にした、オリ・パラ教育の目的・目標と「教育の目標」の関係

	教育基本法における「教育の目標」の全文	「教育の目標」における子どもの資質・能力に係る要素(※1)	国際オリ・パラ教育における子どもの資質・能力に係る要素(※2)	東京2020オリ・パラ教育における子どもの資質・能力に係る要素(※3, ※4)
一号	幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。	幅広い知識と教養 真理を求める態度 道徳心 健やかな身体 豊かな情操	・肉体と意志と精神の調和のとれたバランスの良い生活を送る態度 ・インスピレーション(※5)	・スポーツ(への)楽しみ(と)知、徳、体の調和 ・スポーツ志向(心身の健全な発達を含む)
二号	個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。	創造性 自主及び自律の精神 職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度	・OVEP アクティビティシート(※6)	・自ら学び行動できる ・失敗を恐れず自ら行動する態度 ・主体的、積極的な社会への参画
三号	正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。	正義を重んずる態度 責任を重んずる態度 男女の平等を重んずる態度 自他の敬愛と協力を重んずる態度 公共の精神 社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度	・フェアプレー学習 ・公平 ・友情 ・敬意/尊重 ・自他共に尊重する ・フェアプレー学習 ・公平	・フェアプレーの精神 ・障害者理解 ・多様性(の)尊重 ・多様性を尊重する態度 ・多様性の理解 ・一人ひとりが互いを認め合(う) ・スポーツ志向(チームワーク精神を含む) ・日本人としての自覚と誇り(規範意識、公正・公平な態度や公共の精神を含む) ・フェアプレーの精神 ・マナーとおもてなしの心を備えたボランティア(精神) ・ボランティアマインド ・ルールの尊重 ・スポーツの価値やその高潔性を守ることの意味及びそれらを保持していくための不断の努力の大切さ ・主体的、積極的な社会への参画 ・スポーツへの主体的な参画(する・見る・支える・調べる・創る)
四号	生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。	生命を尊(ぶ)態度 自然を大切に(する)態度 環境の保全に寄与する態度	・敬意/尊重 ・自他共に尊重する	・環境(問題)に関する学び
五号	伝統と文化を尊重し、それをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。	(日本の)伝統、文化の尊重 我が国と郷土を愛する態度 他国を尊重(する)態度 国際社会の平和と発展に寄与する態度	・敬意/尊重 ・自他共に尊重する ・友情 ・敬意/尊重 ・自他共に尊重する ・友情 ・敬意/尊重 ・自他共に尊重する ・公平	・日本人としての自覚と誇り(規範意識、公正・公平な態度や公共の精神を含む) ・日本の伝統、郷土の文化の理解 ・文化(日本の文化と異文化の理解を含む) ・多様性(の)尊重 ・多様性を尊重する態度 ・多様性の理解 ・一人ひとりが互いを認め合(う) ・国際感覚 ・豊かな国際感覚 ・世界の文化の理解 ・共生社会の実現や国際社会の平和と発展(への)寄与 ・国際感覚 ・豊かな国際感覚 ・スポーツを通じたインクルーシブな社会(共生社会)の構築 ・国際社会や地域社会の活動(への)関心 ・主体的、積極的(な)社会(への)参画

凡例：各要素が該当する点には、灰色のハイライトをつけた。

※1 本研究では、国際オリ・パラ教育及び東京2020オリ・パラ教育と日本の教育が、それぞれの教育を通して目指す人間像及び資質・能力を「子どもの資質・能力に係る要素」と称して扱っている

※2 IOC及びIPCが諸外国に展開しているオリンピック教育及びパラリンピック教育の目的・目標より抽出(一覧は【表6】参照)

※3 東京2020オリ・パラ教育を主導した東京都教育委員会、スポーツ庁、大会組織委員会が掲げた目的・目標と重点事項より抽出(一覧は【表6】参照)

※4 国際オリ・パラ教育が目的・目標に掲げている、オリンピックの中心的価値及びパラリンピックの価値と重複する要素は除いている

※5 「豊かな情操」に該当する要素が見当たらなかったものの、「インスピレーション」の内容を検討した結果、両者が対応していることが明らかになった(8.1(1)参照)

※6 「創造性」に該当する要素が見当たらなかったものの、IOCが作成したOVEPのアクティビティシートが対応していることが明らかになった(8.1(2)参照)

表7-2 教育基本法第二条：「教育の目標」には含まれないオリ・パラ教育独自の要素

国際オリ・パラ教育	東京2020オリ・パラ教育
<ul style="list-style-type: none"> ・卓越 ・スポーツと身体活動を通して努力から得られる喜びを経験する ・卓越性を目指してベストを尽くす態度 ・勇気 ・強い意志 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己を肯定し、自らの目標を持って、自らのベストを目指す意欲と態度 ・オリンピック・パラリンピックの精神 ・スポーツ(意義や精神を含む) ・スポーツの意義や価値等に対する理解・関心 ・スポーツ及びオリンピック、パラリンピックの意義や歴史に関する学び ・スポーツに対する興味・関心 ・スポーツを楽しむ心 ・自己ベストを目指す ・チャレンジすることや努力を尊ぶ態度 ・自信 ・勇気

表7-3 オリ・パラ教育には含まれない教育基本法第二条：「教育の目標」独自の要素

<ul style="list-style-type: none"> ・責任を重んずる態度 ・職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度

オリ・パラ教育においてこれに該当するのは、東京2020オリ・パラ教育における「自ら学び行動できる」⁹⁸⁾、「失敗を恐れず自ら行動する」態度、「主体的、積極的な社会への参画」⁹⁹⁾である。

(3)「教育の目標」第三号関連

第三号には、人が踏み行ふべき正しいみちすじや、社会全体としての正しい秩序などを広く意味する「正義を重んずる態度」が規定されている¹⁰⁰⁾。

オリ・パラ教育においてこれに該当するのは、国際オリ・パラ教育における「フェアプレー学習」と「公平」である。そこでは、正々堂々たるふるまいや公明正大な行為や態度¹⁰¹⁾、平等な状況を生むことや誰もが同じスタートラインに立てることに気づかせること¹⁰²⁾が目指されているからである。

なお、『オリンピック価値教育の基礎』には、スポーツでフェアプレーを学ぶことが、人生においてフェアに行動する意志を育成し、強固にすることが示されている¹⁰³⁾。また、東京2020オリ・パラ教育における「フェアプレーの精神」もこれに該当する¹⁰⁴⁾。

同じく第三号には、男女が互いに敬重し、その協力により豊かな社会を形成していくことができるよう、必要な能力や資質を養うことが今日においても一層重要であることから、「男女の平等を重んずる態度」が規定されている¹⁰⁵⁾。さらに、国民同士、人間同士、生徒同士において各人が相互に信頼関係を結び合い、助け合うことが重要であることから、「自他の敬愛と協力を重んずる態度」が規定されている¹⁰⁶⁾。

オリ・パラ教育においてこれら二つの要素に該当するのは、国際オリ・パラ教育における「友情」、「敬意／尊重」、「自他共に尊重する」である。ここでは、性別のみならず、人種や肌の色、性的指向、言語など、いかなる種類の差別も受けけないことを前提に（『オリンピック憲章』オリンピックの根本原則6）、他者への敬意・尊重や友情が目指されている¹⁰⁷⁾。

また、東京2020オリ・パラ教育における「障

害者理解」と「多様性（の）尊重」¹⁰⁸⁾、「多様性を尊重する態度」¹⁰⁹⁾、「多様性の理解」¹¹⁰⁾、「一人ひとりが互いを認め合（う）」¹¹¹⁾、「スポーツ志向（チームワーク精神を含む）」¹¹²⁾もこれに該当する。

同じく第三号には、社会全体の利益のために尽くす精神を指す「公共の精神」が規定されている。この精神には、政治や社会に関する豊かな知識や判断力、批判的精神をもって自ら考え、社会に主体的に参画し、公正なルールを形成し遵守する意味が含まれている。例えば、近年の災害時のボランティア活動に見られるように、互いに支え合い、協力し合うという互惠の精神をもって、地域社会の生活環境の改善や、地球温暖化問題などの国境を越えた課題の解決に取り組むなど、国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動することが、ますます重要になっている観点から規定されている¹¹³⁾。

オリ・パラ教育において「公共の精神」に該当するのは、上述した、国際オリ・パラ教育が目指す「フェアプレー学習」と「公平」である。また、東京2020オリ・パラ教育における、礼節を重んじ、他者を思いやり、マナーを守り、助け合って生活することを指す規範意識や、公正・公平な態度や公共の精神を含む「日本人としての自覚と誇り（規範意識、公正・公平な態度や公共の精神を含む）」、社会に貢献しようとする意欲などを指す「ボランティアマインド」¹¹⁴⁾も該当している。また、「ルールの尊重」と「フェアプレーの精神」¹¹⁵⁾も該当している。そして、「マナーとおもてなしの心を備えたボランティア（精神）」¹¹⁶⁾、ドーピング問題などの不祥事がスポーツの公平性などを揺るがしかねないことから重要視されている「スポーツの価値やその高潔性を守ることの意味及びそれらを保持していくための不断の努力の大切さ」¹¹⁷⁾も該当している。

同じく第三号には、上述した「公共の精神」と関連して、「社会の形成に参画し、発展に寄与する態度」が規定されている¹¹⁸⁾。

オリ・パラ教育においてこれに該当するのは、東京2020オリ・パラ教育における「主体的、積極的な社会への参画」である。そこでは、東京2020大会を契機に、国際社会や地域社会の活動に関心を持って主体的・積極的に社会に参画できることが目指されている¹¹⁹⁾。また、「スポーツへの主体的な参画（する・見る・支える・調べる・創る）」も¹²⁰⁾、スポーツを通して多様な観点から社会に参画させようとする点で該当している。

(4)「教育の目標」第四号関連

第四号には、人間の生命のみならず、あらゆる生物の生命について尊重し、大切にすることを指す「生命を尊（ぶ）態度」や、自然をむやみに破壊したりせず、間接的にでも可能な限り維持、保全しようとする「自然を大切に（する）態度」及び「環境の保全に寄与する態度」が規定されている¹²¹⁾。

オリ・パラ教育においてこれに該当するのは、国際オリ・パラ教育における上述した「敬意／尊重」、「自他共に尊重する態度」及び東京2020オリ・パラ教育における「環境（問題に関する学び）」である。そこでは、環境に対する敬意／尊重や、自主的・積極的に環境保全活動に取り組むことなども併せて目指されているからである^{122) 123)}。

(5)「教育の目標」第五号関連

第五号には、「（日本の）伝統、文化の尊重」が規定されている。そこには、グローバル化の中で自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが重要な課題とされている。そして、それを解決するためには、まずは自らの国や地域の伝統と文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることにより、人間としての教養の基盤を培い、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛し誇りに思う心を育むことが重要であるという認識が示されている¹²⁴⁾。

オリ・パラ教育において「（日本の）伝統、文化の尊重」に該当するのは、東京2020オリ・パラ教育における「文化（日本の文化と異文化の理解）」、「日本人としての自覚と誇り」、「日本の伝

統、郷土の文化の理解」である。そこでは、世界各国の子どもたちと交流し、異文化を尊重しつつ積極的にコミュニケーションを取れるようにするためには、まず子ども自身が日本の良さなどを十分理解することが重要であることなどが示されているからである^{125) 126)}。

同じく第五号には、「我が国と郷土を愛する態度」が規定されている。そこでは、日本の伝統と文化に対する理解を深め、それらを育ててきた歴史的・文化的な共同体としての我が国と郷土を心から大切に思い、その発展を願う心情をもち、それに寄与する姿勢などが目指されている¹²⁷⁾。

オリ・パラ教育において「我が国と郷土を愛する態度」に該当するのは、上述した東京2020オリ・パラ教育における「文化（日本の文化と異文化の理解）」、「日本人としての自覚と誇り（規範意識、公正・公平な態度や公共の精神を含む）」、「日本の伝統、郷土の文化の理解」である。

同じく第五号には、「他国を尊重（する）態度」が規定されている。それは、伝統と文化を尊重し、国を愛する心情や態度は重要であるが、これが自国のみを是とするような偏狭なものではあってはならないという観点などから規定されている¹²⁸⁾。

オリ・パラ教育において「他国を尊重（する）態度」に該当するのは、上述した国際オリ・パラ教育における「友情」、「敬意／尊重」、「自他共に尊重する態度」である。また、東京2020オリ・パラ教育における「多様性（の）尊重」、「国際感覚」、「豊かな国際感覚」¹²⁹⁾、「多様性を尊重する態度」、「世界の文化の理解」¹³⁰⁾、「多様性の理解」、「一人ひとりが互いを認め合（う）」^{131) 132)}である。

同じく第五号には、「国際社会の平和と発展に寄与する態度」が規定されている。そこでは、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することが日本国民の理想とされていること、また、国際社会において日本が果たすべき役割が大きくなっている中で日本が国際社会の一員としての責任を自覚し、その平和と発展に寄与することが一層重要となっていることなどが認識されている¹³³⁾。

国際オリ・パラ教育において「国際社会の平和と発展に寄与する態度」に該当するのは、上述した「友情」、「敬意／尊重」、「自他共に尊重する態度」、「公平」である。なお、オリンピック・ムーブメントの根本思想であるオリンピズムの目的は、「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てる」¹³⁴⁾ ことにある。また、5.2に述べた通り、パラリンピック・ムーブメントの究極の目標は、「パラスポーツを通じて障がい者にとってインクルーシブな社会を創出する」¹³⁵⁾ ことである。したがって、国際オリ・パラ教育の根本的な目的は、第五号の「国際社会の平和と発展に寄与する態度」と近似していると言える。

また、東京2020オリ・パラ教育における「共生社会の実現や国際社会の平和と発展（への）貢献」、「国際感覚」、「豊かな国際感覚」¹³⁶⁾、「スポーツを通じたインクルーシブな社会（共生社会）の構築」¹³⁷⁾、「国際社会や地域社会の活動（への）関心」、「主体的、積極的（な）社会（への）参画」¹³⁸⁾ も「国際社会の平和と発展に寄与する態度」に該当する。

以上のことから、オリ・パラ教育が目指す子どもの資質・能力に係る要素は、教育基本法における「教育の目標」の全号に規定されている要素に近似していることが明らかになった。つまり、オリ・パラ教育の目的・目標には「教育の目標」と近似する子どもの資質・能力に関する要素が包含されている【表7-1】。

2.2で述べたように、これまでも行政機関、研究者、教育関係者らによって、学校教育現場の関係者に向けてオリ・パラ教育と学校教育との類似性や整合性について述べられてきたが、そこには論理的根拠が不足していた。この現状に対して、本研究では一定の論理的根拠を得ることができた。これにより、学校教育現場の人々に本研究の結果が認知されれば、教師は、「教育の目標」の達成に向けてオリ・パラ教育が活用できることを認識することができる。このことは、世界的にみ

ても豊富な勤務環境にある日本の学校教育現場において、新たにオリ・パラ教育を導入・実施することへの抵抗感を軽減することに繋がるかもしれない。

8.2 オリ・パラ教育独自の要素

国際オリ・パラ教育及び東京2020オリ・パラ教育の目的・目標には、教育基本法の「教育の目標」には含まれていない独自の要素が複数確認できた。

国際オリ・パラ教育に独自の要素は、オリンピックの中心的価値である「卓越」、オリンピズムの教育テーマである「スポーツと身体活動を通して努力から得られる喜びを経験する」こと、「卓越性を目指してベストを尽くす」態度、パラリンピックの価値である「勇気」、「強い意志」である。

東京2020オリ・パラ教育に独自の要素は、1) 都教委が掲げる「自己を肯定し、自らの目標を持って、自らのベストを目指す意欲と態度」、「オリンピック・パラリンピックの精神」、「スポーツ（意義や精神を含む）」2) スポーツ庁が掲げる「スポーツの意義や価値等に対する理解・関心」、「スポーツ及びオリンピック、パラリンピックの意義や歴史に関する学び」、「スポーツに対する興味・関心」、「スポーツを楽しむ心」3) 組織委が掲げる「自己ベストを目指す」、「チャレンジすることや努力を尊ぶ態度」、「自信」、「勇気」¹³⁹⁾ である【表7-2】。

これまでに示した国際オリ・パラ教育及び東京2020オリ・パラ教育独自の諸要素を合わせて検討すると、以下のように整理することができる。

まず、前述の「卓越」、「スポーツと身体活動を通して努力から得られる喜びを経験する」、「自己を肯定し、自らの目標を持って、自らのベストを目指す意欲と態度」、「自己ベストを目指す」、「チャレンジすることや努力を尊ぶ態度」は、スポーツに限らず人生においてベストを尽くし、目標に向かって全力で取り組むことなどを意味する、オリンピックの中心的価値の「卓越」に集約

することができる。

また、「オリンピック・パラリンピックの精神」、「スポーツ（意義や精神を含む）」、「スポーツの意義や価値等に対する理解・関心」、「スポーツ及びオリンピック、パラリンピックの意義や歴史に関する学び」、「スポーツに対する興味・関心」、「スポーツを楽しむ心」は、「スポーツ及びオリンピック・パラリンピックに対する理解・関心」に関連した要素として集約することができる。

そして、集約されない単独の要素として、パラリンピックの価値である「勇気」、「強い意志」と、組織委が掲げた「自信」が導かれた。

これらのことから、オリ・パラ教育独自の要素として導かれた要素のほとんどは、スポーツを通じた人間形成を一つの目的とする、オリンピック・パラリンピックムーブメントの理念に関連していることが明らかになった。

その背景には、オリ・パラ教育を含むオリンピック・パラリンピックムーブメントが、努力を重ねながら成長や達成、勝利などの高みを目指して自他と競い合う、スポーツの競技性と密接に関わって展開されてきたためであると考えられる。

以上の結果は、オリ・パラ教育の導入・実施によって、従来からの日本の学校教育にオリ・パラ教育独自の諸要素が新たに取り入れられることで、子どもたちの教育をより豊かにすることができる可能性を示唆している。それでは、オリ・パラ教育の独自性は、子どもたちに如何なる資質・能力を養うことができるのだろうか。

例えば、「卓越」は、IOCがオリンピックの中心的価値及びオリンピズムの教育テーマの一つに掲げ、重視している要素である。卓越したオリンピック人からの刺激や学びはもちろんのこと、子どもたち一人ひとりがスポーツに限らず人生においてベストを尽くす姿勢を養うことができると考えられる。また、その姿勢で歩むからこそ得られる喜びや、起こりうる結果に関わらず努力を継続していくことの大切さなどにも触れさせることができるのではないだろうか。

「勇気」と「強い意志」は、IPCがパラリンピックの価値として重視している要素である。マイナスの感情に向き合い、乗り越えようとする姿勢や、困難があっても諦めず限界を突破しようとする力などを養うことができるのではないだろうか。人生には、大小を問わず決断や勇気、強い意志が必要となる場面がある。そのため、子どもたちがこの価値を学び、実践できるようになることは、意義深いと考えられる。

「自信」は、組織委が教育プログラムの目的の1つとして掲げている要素である。自信に満ち溢れたアスリートの活躍に触れたり、スポーツを実践することにより、子どもたちが刺激的な経験や小さな成功体験などを重ねる機会を提供し、「自信」を養うことができるのではないだろうか。「自信」は更なる挑戦への意欲につながり、その後の人生をより豊かにしていく上でも大切であると考えられる。

「スポーツ及びオリンピック・パラリンピックに対する理解・関心」には、「する」ことに留まらないスポーツ及びオリンピック・パラリンピックの価値や意義、歴史に関する理解・関心が含まれている。また、スポーツに対する興味・関心や、スポーツを楽しむ心も含まれている。子どもたちが多様な側面からスポーツに親しむことで様々な恩恵を享受できることを理解させることができると考えられる。

8.3 日本の教育独自の要素

教育基本法における「教育の目標」には、オリ・パラ教育には含まれていない独自の要素が2点確認できた。それらは、「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度」（第二号）及び「責任を重んずる態度」（第三号）であった【表7-3】。

「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度」は、日本国民の3大義務の1つに「勤労」が規定されているように、教育においても勤労を重んじ、自ら進んで働く精神に満ちた人間を育成しなければならないことを強調する必要か

ら、旧教育基本法に「勤労を重んじ」という形で規定された。ニートなどが社会問題化している今日においては、このことの重要性はより増していることなどから現行の教育基本法にも規定されている。すなわち、学校教育や社会教育、家庭教育においては、子どもに的確な職業観・勤労観や職業に関する知識・技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度をはぐくむための教育の充実に努めることが重要視されている¹⁴⁰⁾。

「責任を重んずる態度」の「責任」とは、特に社会に対して自己の役目として果たすべき、道義的あるいは法的な義務を指している。また、「責任を重んずる」とは、自己の負担する社会的な義務を、良心的かつ忠実に果たすことを意味するものである¹⁴¹⁾。

以上のことから、日本の教育独自の要素が導かれた背景には、「教育の目標」とオリ・パラ教育の目的・目標との性質の相違が関係していると考えられる。すなわち、「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度」及び「責任を重んずる態度」は、日本及び日本の教育にとって必要な態度として規定されているのに対し、オリ・パラ教育の目的・目標は、スポーツを通じた教育、社会運動を展開するオリンピック・パラリンピックムーブメントの理念を元に規定されているからである。

それでは、「教育の目標」独自の要素を今後オリ・パラ教育に取り入れるとしたら、どのような展開が可能になるであろうか。

まず、オリ・パラ教育において「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度」を取り上げる際には、オリンピック・パラリンピックムーブメント及びオリンピック・パラリンピック競技大会をきっかけに、アスリートやそのアントラージュなどに視野を広げ、スポーツに関連した職業を紹介することができよう。また、オリンピックの価値である敬意／尊重 (Respect) は、その対象に、他者、規則や規定、環境などを含む

ため、オリ・パラ教育を通じて、スポーツに関わるあらゆる人々や職業に対する敬意／尊重の気持ちを養うことにより、子どもたちは、スポーツとは異なる領域の人々・職業にも通ずる職業観・勤労観などを学ぶことができる。

次に、オリ・パラ教育において「責任を重んずる態度」を取り上げる際には、スポーツを実践する上でルールやフェアプレーの精神に則り、自身に課せられた役割を責任を持って果たすことなどを題材にすることができる。また、今日のオリンピック・パラリンピックムーブメントに関する課題や、大会の運営や開催に関わる諸問題を取り上げ、関係する組織や人々が担い、果たすべき責任などについて、客観的且つ批判的に考えることもできるのではないだろうか。例えば、オリンピック・パラリンピックムーブメントの光の部分のみならず、影の部分も教材として取り扱うことで、子どもたちのリテラシー教育に繋げることも可能であろう。

日本の教育独自の要素をオリ・パラ教育と日本の学校教育の相違点として認識するに留まらず、日本のオリ・パラ教育の中で取り上げていくことは、先行研究の中で取り上げた中国の報告、すなわち外国の文化と自国の文化をバランスよく組み合わせたその国独自のオリ・パラ教育のモデルを構築することに繋がると考えられる。また、その実現は、日本における東京2020オリ・パラ教育を契機とした、国際的なオリ・パラ教育の新たなモデルや可能性を世界に発信することにも繋がる可能性がある。

9. 結論

問題の所在で述べたように、日本の学校教育現場では、オリ・パラ教育の目的・目標や内容が十分に理解されないまま、今日に至るまで進行してきたと言わざるをえない。そのような中で、学校教育現場の関係者に向けてオリ・パラ教育と学校教育には類似性や整合性があるという言及が散見

されたが、そこには論理的な根拠が不足していた。そこで、筆者らは、東京2020大会以降にも日本においてより実質的なオリ・パラ教育を実現しようとする場合には、学校教育との関係を明確化する必要性を述べ、そのためにオリ・パラ教育における目的・目標と日本の学校教育の根幹・指針である教育基本法における「教育の目標」を比較、検討した。

その結果、オリ・パラ教育における目的・目標と「教育の目標」は、双方が子どもの資質・能力に係る独自の要素を包含する近似関係にあることが明らかになり、これまで明確にされてこなかったオリ・パラ教育と日本の学校教育との関係が目的・目標の観点から論理的に明らかにされた。

具体的には、オリ・パラ教育が目指す子どもの資質・能力に係る要素は、教育基本法における「教育の目標」の全号に規定されている要素と近似していた。その中で、オリ・パラ教育独自の要素は、「卓越」、「勇気」、「強い意志」、「自信」、「スポーツ及びオリンピック・パラリンピックに対する理解・関心」の5項目に集約された。一方、日本の教育独自の要素は、「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度」及び「責任を重んずる態度」の2項目であった。また、両者には、他方の教育を否定したり、不整合を生じさせる点は見当たらなかった。

今後の課題は、本研究を基盤にしてさらに「教育の目標」に基づく学校教育法及び学習指導要領、学校教育課程に検討範囲を拡大してオリ・パラ教育との関係を検討していくことである。そこには、「義務教育の『教育目標』」や「学びに向かう力、人間性等」などの、より具体的な子どもの資質・能力に係る要素が示されているからである。また、授業実践の一助になるような実践例を集約・検討し、学校教育現場に即したガイドラインやモデルとなる指導案を作成することも重要な課題になると考えられる。

東京2020大会を契機としたオリ・パラ教育が一過性の取り組みに終わることなく次代にも継承

されていくためには、まず、オリ・パラ関係組織をはじめ、行政機関、学校関係者、研究者らにおいてオリ・パラ教育の目的・目標がより深く認識、理解されることが重要である。さらに、これらの関係者が学校教育現場における諸課題を共有し、論理的根拠や実証的なデータに基づいて今後の日本におけるオリ・パラ教育の在り方について幅広く検討すると共に、連携、協働していくことが求められるであろう。

注

- 1) 都教委は、その他にも教員対象の説明会・研修会の開催や、教育研究員による研究報告を公開した。教育研究員は、所属校(園)での教育活動を通して各教科等の内容、指導方法等を研究し、課題解決と指導力向上を図る教育研究活動の中核となる教員である²⁾。報告書は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、共通に大別されており、オリ・パラ教育は「共通」の中の「教育課題」に位置づけられている³⁾。また、東京都オリンピック・パラリンピック教育のホームページ上では、学校教育現場の実践事例等が公開されている(2021年12月9日時点)。
- 2) スポーツ庁オリンピック・パラリンピック教育全国中核拠点会議を構成したのは、「スポーツ庁及び関係団体(内閣官房オリパラ事務局、東京2020組織委員会、東京都教育庁、日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会、日本財団パラリンピックサポートセンター、筑波大学、日本体育大学、早稲田大学)」¹¹⁾である。なお、本研究では、東京都教育庁が行っている取り組みも「都教委」に一括して明記する。
- 3) オリ・パラ教育の在り方や推進方法には、懸念や問題点の指摘もあった。例えば、オリ・パラ教育が一方向的で固定化された価値の押し付けにつながるのではないかと懸念や、社会的意義が十分に議論されているとは言い難い状況にあるとの指摘である¹²⁾。
- 4) オリンピック・パラリンピック教育推進校は、東京2020大会までの間、様々なオリ・パラ教育を展開していくために教育実践の研究開発を行った学校である。都教委は、平成26年度には300校、平成27年度には600校を指定した¹⁶⁾。
- 5) 国立情報科学研究所の「CiNii Articles」(NII学術情報ナビゲータ [サイニイ])と国立研究開発法人科学技術振興機構の「J-STAGE」(科学技術情報発信・流通総合システム)において、「オリンピック・パラリンピック教育」、「オリンピック教

- 育]、「パラリンピック教育」のキーワード用いて検索した結果、「CiNii Articles」において102件、57件、132件、「J-STAGE」において73件、126、94件がヒットした（2021年12月9日時点）。
- 6) 都教委は、次の2つの目標に「高い親和性がある」と捉えていることを公式ホームページに示した。それらは、「オリンピック・パラリンピック競技大会の究極の目標『平和でより良い世界の構築に貢献する』と、「教育基本法及び学校教育法における教育の目標の一つ『伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う』」の2つである²²⁾
- 7) 例えば、オリ・パラ教育に取り組む上での視点として次の言及が見られる。「オリンピック・パラリンピック教育は、新しいものを行うのではなく、学校の行事や各教科に合わせて、オリンピックやパラリンピックの味付けをすれば良い⁴³⁾」という捉え方や、既存の教育目標の達成に向けてオリンピック・パラリンピックを「あくまで（教育の-筆者）手段」と考え、位置付けていくことの重要性である⁴⁴⁾。
- 8) 『オリンピック価値教育の基礎』は、IOCが作成した『The Fundamentals of Olympic Values Education』⁴⁸⁾をJOCが和訳したものである。また、『I'm POSSIBLE [教師用ハンドブック] 第5版』は、IPCが作成した国際版『I'm POSSIBLE』⁴⁹⁾の日本版である（5.2参照）。なお、この『I'm POSSIBLE』の著作権は、IPCに帰属する。組織委は、ホームページ上に『オリンピック価値教育の基礎』とその内容に関連する『アクティビティシート』の2点及び『I'm POSSIBLE』の日本版を掲載し、東京2020大会の公認教材とした⁵⁰⁾。
- 9) 教育基本法研究会編著『逐条解説 改正教育基本法』は、教育基本法改正に携わった文部科学省生涯学習政策局長（当時）田中壮一郎が監修した書籍である。本書は、教育基本法の各条文で章立てされ、条文の趣旨、概要、ポイント解説で構成されている。さらに、要点ごとに国会審議の論点、参考資料が収録されている⁵⁷⁾。
- 10) OVEPは、次の4つのリソースで構成されている。1) The Fundamentals of Olympic Values Education: A Sports-Based Programme (オリンピック価値教育の基礎: スポーツに基づくプログラム) 2) Delivering OVEP PLAY book: A Practical Guide to Olympic Values Education (OVEPプレイブックを伝える: オリンピック価値教育のための実用ガイド) 3) Activity Sheets: Exercises to Support Olympic Values Education (アクティビティシート: オリンピック価値教育のための実践ワーク) 4) The Resource Library (資料ライブラリ)⁶³⁾
- 11) パラリンピックの意義については、「様々な障がいのあるアスリートたちが創意工夫を凝らして限界に挑（み-筆者）」、「多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し活躍できる公正な機会が与えられている場」であり、「共生社会を具現化するための重要なヒントが詰まっている大会」であること、また、「社会の中にあるバリアを減らしていくことの必要性や、発想の転換が必要であることにも気づかせてくれ（る-筆者）」と記されている⁶⁷⁾。
- 12) 都教委は、【オリンピック・パラリンピックの精神】とオリンピック・ムーブメントの3つの柱である【スポーツ（オリンピック、パラリンピック競技・障害者スポーツ）】、【文化（日本の文化、国際理解・交流）】、【環境（持続可能な開発のための教育ESD: Education for Sustainable Development）】を合わせた4つのテーマと、【学ぶ（知る）】、【観る】、【する（体験・交流）】、【支える】の4つのアクションを組み合わせた取組を展開した。これらの4つのテーマにおいては、次のような子どもの資質・能力に係る事柄を育成する意義があるとされていた。
- 【オリンピック・パラリンピックの精神】では、オリンピック・パラリンピックの精神や意義をオリ・パラ教育全体を貫く基本理念として捉え、全ての教育活動に関連づけて取組みを展開すること。
- 【スポーツ】では、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることがオリンピック精神の目的であることや、スポーツが、知・徳・体の均衡のとれた総体としての発達・形成にとって不可欠なものであることを踏まえ、スポーツの意義や精神を学ぶこと。また、障害者理解教育を充実させること。
- 【文化】では、「我が国で長い年月を経て育まれた伝統・文化や、いわゆる『クールジャパン』と呼ばれる現代の文化や芸術のすばらしさを、次代を担う子供たちに伝える」ことや、「異文化に対する理解を深め、異なる文化を持つ人々と認め合い、広い視野を持ち共に生きる態度などを育成する」こと。
- 【環境】では、次代を担う子供たちが、自主的・積極的に環境保全活動に取り組み、世界の人々と協調し共存できる持続可能な社会の担い手となるよう取り組むこと⁷²⁾。
- 13) 都教委は、5つの資質をつぎのように定めた⁷³⁾。
- ①ボランティアマインド: 発達段階に応じてボランティアに関わる取組を継続的・計画的に行い、社会貢献や他者を思いやる心、「おもてなし」の精神等を育むとともに、子供たちの自尊心を高める。障害のある児童・生徒が社会貢献やボランティアに参加できる仕組みを構築する。
- ②障害者理解: 障害の有無に関わらず、ともに力

- を合わせ生活できる共生社会を実現するため、障害者理解の学習・体験や障害者との交流を通じ、多様性を尊重し、障害者を理解する心のバリアフリーを子供たちに浸透させる。
- ③スポーツ志向：多様なスポーツへの興味・関心を高め、体験することを通じ、フェアプレーやチームワークの精神を育み、心身ともに健全な人に育てる。
- ④日本人としての自覚と誇り：日本の伝統や最新の文化を学び、世界に発信する力を育てるとともに、日本人の規範意識や公共の精神等を学ぶことを通じ、日本人としての自覚と誇りを身に付ける。
- ⑤豊かな国際感覚：世界の多様な国々の歴史や文化を学ぶとともに、留学生や外国人、海外の学校等との交流を促進し、豊かな国際感覚を養う。
- 14) スポーツ庁は、スポーツの価値を次のように記した。「スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに精神的な充足感や楽しさ・喜びをもたらし、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤となるものである。スポーツは、その喜びを通して、人々を勇気づけ、お互いを結びつけることにより、希望を生み出し、社会を変革する契機となり、多様性、寛容、公平さの尊重を促す可能性をもつ。また、スポーツを通じて、人は、自身の限界に挑戦し、これを克服し、新たな機能や学びを獲得することが可能となる。さらに、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国際相互理解と世界平和を促進するものである」⁷⁵⁾。
- 15) ここでいう将来像とは、「健康長寿社会、思いやりや正義感に富んだ社会、平和と友好に満ちたグローバルな共生社会等」⁷⁶⁾のことを指す。
- 16) 本資料は、教育基本法の改正（平成18年12月15日成立、同年12月22日公布・施行）を受けて作成され、現在（2021年12月9日）も文部科学省ホームページに公開されている。
- 17) オリンピック憲章とは、オリンピズムという思想とそれに基づいて展開されるオリンピック・ムーブメントの活動内容やIOCの役割などのオリンピックの根本的な事柄をIOCが規則及び附属細則として定めたものである⁸⁹⁾。
- 18) IOCは、アクティビティシートが「実践的」な指導を行いやすいように作成され、学習環境に制約がある中でも適応可能であることを示し、40以上の学習方法を紹介している⁹⁵⁾。
- metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2016/01/DATA/20q1e202.pdf. (2021年7月4日参照)
- 2) 東京都教育委員会：教育研究員，東京都教育委員会ホームページ，2020. https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/educational_research/researcher/educational_researcher.html, (2021年7月4日参照)
- 3) 東京都教職員研修センター：平成31年度（2019年度）教育研究員報告書（教育課題），東京都教育委員会ホームページ，2020. https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/educational_research/researcher/educational_issues_2019.html, (2021年7月4日参照)
- 4) スポーツ庁：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の準備状況及び今後の取組について. p.9, 2019. http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/shiryo/_icsFiles/afidfieldfile/2019/05/16/1416831_005.pdf, (2021年7月4日参照)
- 5) スポーツ庁：オリンピック・パラリンピック教育，スポーツ庁ホームページ. https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop08/list/1382302.htm, (2021年7月4日参照)
- 6) スポーツ庁：共生社会に向かい、多様性を認め合う次世代を育むオリパラ教育，スポーツ庁Web広報マガジンDEPORTAREデポルターレホームページ，2020.<https://sports.go.jp/tag/life/post-45.html>, (2021年7月4日参照)
- 7) スポーツ庁：オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告. p.1, 2016.http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/004_index/toushin/_icsFiles/afidfieldfile/2016/07/29/1375094_01.pdf, (2021年7月4日参照)
- 8) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：東京2020教育プログラムとは，東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページ. <https://education.tokyo2020.org/jp/about/education-programme/>, (2021年7月4日参照)
- 9) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：「ようい、ドン！スクール」とは（東京2020教育プログラム学校事業認証），東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページ. <https://education.tokyo2020.org/jp/about/yoi-don-school/#school>, (2021年7月4日参照)
- 10) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：東京2020参画プログラム ガイドライン—東京2020教育プログラム 学校編—（2020年7月版）. p.2, 2020.
- 11) 筑波大学オリンピック教育プラットフォーム（CORE）、日本体育大学オリンピック・パラリン

引用・参考文献

- 1) 東京都教育委員会：「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施針. p.2, p.5, 2016. <http://www>

- ピック・ムーブメント全国展開事業 (N-COPE)、早稲田大学オリンピック・パラリンピック教育研究センター (ROPE) 令和元年度スポーツ庁委託事業 オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業実践事例集. p.2, 2020. https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop08/list/detail/pdf/1407907_7.pdf, (2021年7月4日参照)
- 12) 日本体育学会体育社会学専門領域：日本体育学会第70回大会報告：専門領域シンポジウム. 年報体育社会学, 1, p.76, 2020.
- 13) 宮崎明世：学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の課題の検討—オリンピック・パラリンピック教育授業づくりワークショップの成果から—. 日本スポーツ教育学会第36回大会配布資料, 2016.
- 14) 日本オリンピック・アカデミー：第41回JOAセッション報告 オリンピック教育 継続と充実. JOA Times, 第42号, p21, 2019.
- 15) 宮崎明世：前掲13)
- 16) 東京都教育委員会：平成27年度オリンピック・パラリンピック教育推進校について. 東京都ホームページ. 2015. <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2015/03/20p35200.html>, (2021年5月30日参照)
- 17) 東京都教育庁指導部指導企画課：平成27年度 教育研究員研究報告書 小・中・高・特合同・教育課題 (オリンピック・パラリンピック教育). p.1, 2016. <https://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/09seika/reports/files/kenkyuin/common/kadai/h27common-kadai.pdf>, (2021年7月4日参照)
- 18) 原祐一：学校体育のこれからと地域 (p.227) 日本スポーツ社会学会編集企画委員会編, 2020東京オリンピック・パラリンピックを社会学する 日本のスポーツ文化は変わるのか, 創文企画, 2020.
- 19) 東京都教育庁指導部指導企画課：平成28年度 教育研究員研究報告書 小・中・高・特合同・教育課題 (オリンピック・パラリンピック教育). p.1, 2017. https://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/09seika/reports/files/kenkyuin/common/kadai/1001_kyoiukukadai.pdf, (2021年7月4日参照)
- 20) 文部科学省教育課程課／幼児教育課：特集I 座談会 オリンピック・パラリンピック教育の充実 オリンピック・パラリンピック教育の推進, 初等教育資料 (949) p.27, 2017.
- 21) 東京都教育委員会：前掲1) p.1.
- 22) 東京都教育委員会：オリンピック・パラリンピック教育とは？. 東京都教育委員会ホームページ. <https://www.o.p.edu.metro.tokyo.jp/about-education>, (2021年7月4日参照)
- 23) 文部科学省教育課程課／幼児教育課：前掲20) pp.24-25.
- 24) 佐藤郡衛：学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の進め方. 弘道, 126 (1113) p.16, 2018.
- 25) 坂本ひとみ・滝沢麻由美：オリンピック・パラリンピックをテーマにした国際理解教育—CLILによる英語授業実践—. 東洋学園大学紀要, 27, p.142, 2019.
- 26) 小室忠明：「うごいて かかわる」オリンピック・パラリンピック教育—オリンピックの3つの価値と4つのアクション, 5つのテーマを組み合わせて—. こどもと体育 (171) p.14, 2016.
- 27) 日本オリンピック・アカデミー：前掲14) p.27.
- 28) 乳井勇二・秋和真澄・富田幸祐・関根正美：オリンピック・パラリンピック教育実践の特徴把握に向けて～講師派遣の実績を手がかりとして～. オリンピックススポーツ文化研究, 4：p.154, 2019.
- 29) 宮崎明世：学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の展開と評価：2016・2017年オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業報告書から. 体育学研究, 64 (2) p.867, 2019.
- 30) 宮崎明世・大林太朗・鈴木王香・福田佳太・岡田悠佑・乳井勇二：ラウンドテーブル報告 オリンピック・パラリンピック教育をレガシーとするために. 体育科教育学研究, 36 (1) p.70, 2020.
- 31) 小林尚平：パラリンピック教育による障がい者理解とその有効性の検討—インクルーシブ教育システム構築への実践を手がかりに—. 日本教育学会大会研究発表要項, 77, p.248, 2018.
- 32) 大林太朗：2020年東京大会に向けた「オリンピック・パラリンピック教育」に関する一考察—IPCの「パラリンピック教育」の定義と過去の事例分析から—. 日本財団パラリンピック研究会紀要 (2) p.76, 2015.
- 33) 友添秀則・深見英一郎・吉永武史・岡田悠佑・根本想・竹村瑞穂・小野雄大・青木彩葉・鈴木康介：早稲田大学オリンピック・パラリンピック教育研究センターにおけるオリンピック・パラリンピック教育の取り組み：小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校におけるオリンピック・パラリンピック教育実践. スポーツ科学研究, (15) p.2, 2018.
- 34) 岡田悠佑・友添秀則・深見英一郎・吉永武史：教員の視点から見たオリンピック・パラリンピック教育の促進方法に関する研究：実践内容と関連付けた効果及び課題の検討を通して. スポーツ教育学研究, 40 (2) p.32, 2020.
- 35) 岡田悠佑・根本想・乳井勇二：英文学術誌掲載論文における「パラリンピック教育」に関する研究動向. スポーツ教育学研究, 41 (1) p.3, 2021.
- 36) 岡田悠佑・友添秀則・深見英一郎・吉永武史：前掲34) pp.44-45.
- 37) 岡田悠佑：日本におけるオリンピック・パラリン

- ピック教育の普及過程に関する研究：校長のリーダーシップに着目して. 体育学研究, 66, p.356, 2021.
- 38) 来田享子：プレ・オリンピック・コンGRESS「オリンピック教育」ワークショップ参加報告. 日本オリンピック・アカデミー, JOA Times, (24) p.20, 2020.
- 39) 田原淳子・来田享子：ニュージーランドのオリンピック教育. 研究代表者：真田久, オリンピック教育の実践に向けた教材開発と授業モデル形成に関する研究—東アジア、オセアニア諸国と連携して—, 平成15年度～18年度科学研究費補助金（基盤研究A）研究成果報告書, p.106, 2007.
- 40) 岡出美則・高橋健夫：オリンピック教育の概念と実践の展開. 研究代表者：真田久, 近代オリンピックの教育的意義に関する研究, 平成11～13年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（2）研究成果報告書）, p.39, 2002.
- 41) 真田久, 竹村瑞穂, 大林太朗：日本体育学会茨城支部シンポジウム助成事業報告「オリンピック教育国際シンポジウム2011」. いばらき健康・スポーツ科学, 29：pp.60-61, 2012.
- 42) 日本オリンピック・アカデミー：特別セミナーアジアにおけるオリンピック教育の展開. JOA Times, (27) p.10, 2004.
- 43) 真田久：オリンピック・パラリンピック教育の推進（特集 オリンピック・パラリンピック教育の推進）. 弘道, 126（1113）p.11, 2018.
- 44) 日本オリンピック・アカデミー：前掲14） pp.21-22.
- 45) 丸山真司：ドイツの学校スポーツにおけるオリンピック教育の展開. 研究代表者：真田久, オリンピック教育の実践に向けた教材開発と授業モデル形成に関する研究—東アジア、オセアニア諸国と連携して—, 平成15年度～18年度科学研究費補助金（基盤研究A）研究成果報告書, pp.127-135, 2007.
- 46) 日本オリンピック委員会：オリンピック価値教育の基礎. 2018. <https://www.joc.or.jp/olympism/ovep/pdf/ovep2017.pdf>, (2021年7月4日参照)
- 47) I'm POSSIBLE 日本版事務局：I'm POSSIBLE [教師用ハンドブック] 第5版. 2021. https://education.tokyo2020.org/data/jp/teach/texts/iampossible/Handbook-for-teacher_202105.pdf, (2021年7月4日参照)
- 48) International Olympic Committee：The Fundamentals of Olympic Values Education：A SPORTS-BASED PROGRAMME. 2017.
- 49) International Paralympic Committee：I'm POSSIBLE TEACHER HANDBOOK. 2020.
- 50) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：教材等を探す, 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページ, <https://education.tokyo2020.org/jp/teach/texts/>, (2021年7月4日参照)
- 51) 東京都教育委員会：前掲1)
- 52) 東京都教育庁：「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」最終提言の概要. 2015. <https://www.o.p.edu.metro.tokyo.jp/opedu/static/page/open/images.9cc968ff9b9b8c190fea51bce1a84768/summary.pdf>, (2021年7月4日参照)
- 53) スポーツ庁：前掲7)
- 54) 筑波大学オリンピック教育プラットフォーム（CORE）など：前掲書11)
- 55) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：前掲10)
- 56) 教育基本法研究会：逐条解説 改正教育基本法. 第一法規株式会社. 2007.
- 57) 教育基本法研究会：前掲56) pp.i-iii.
- 58) 国立教育政策研究所：資質・能力を育成する教育課程の在り方に関する研究報告書1～使って育てて21世紀を生き抜くための資質・能力～. p.31, 2015. https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/h28a/syocyu-1-1_a.pdf, (2021年7月4日参照)
- 59) International Olympic Committee：FACTSHEET OLYMPIC VALUES EDUCATION PROGRAMME（OVEP）. 2014.
- 60) 和田拓也：2012年度以降の保健体育教科書にみるオリンピック関連記述の分析—IOCによるオリンピック教育ツールキットとの比較を中心に—, 中京大学大学院修士論文, pp.3-4, 2015.
- 61) International Olympic Committee：ABOUTOVEP, International Olympic committeeホームページ. <https://www.olympic.org/olympic-values-and-education-program/about-ovep>, (2021年7月4日参照)
- 62) 日本オリンピック委員会：前掲46) p.8.
- 63) 日本オリンピック委員会：前掲46) p.10.
- 64) 日本オリンピック委員会：前掲46) p.14.
- 65) 日本オリンピック委員会：前掲46) pp.79-117.
- 66) 日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会：戦略計画2015～2018年 国際パラリンピック委員会の戦略的展望. p.14, 2016. http://www.jsad.or.jp/paralympic/what/pdf/ipc_strategic_plan_2015-2018.pdf, (2021年7月4日参照)
- 67) 日本パラリンピック委員会：パラリンピックとは, 日本パラリンピック委員会 <https://www.jsad.or.jp/paralympic/what/index.html>, (2021年7月4日参照)
- 68) International Paralympic Committee：ABOUT I'm POSSIBLE, International Paralympic Committee ホームページ, <https://im-possible>.

- paralympic.org/about-im-possible, (2021年7月4日参照)
- 69) I'm POSSIBLE日本版事務局：前掲47) pp.4-5, p.44.
- 70) I'm POSSIBLE日本版事務局：トップページ, I'm POSSIBLE日本版事務局ホームページ. <https://www.parasapo.tokyo/iampossible/>, (2021年7月4日参照)
- 71) I'm POSSIBLE日本版事務局：前掲47) p.1.
- 72) 東京都教育委員会：前掲1) pp.3-5.
- 73) 東京都教育庁：前掲52)
- 74) 東京都教育委員会：前掲1) pp.2-7.
- 75) スポーツ庁：前掲7) p.2.
- 76) スポーツ庁：前掲7) p.4.
- 77) スポーツ庁：前掲7) pp.3-4.
- 78) スポーツ庁：前掲6)
- 79) 筑波大学オリンピック教育プラットフォーム (CORE) など：前掲11)
- 80) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：前掲10) p.1.
- 81) 文部科学省：教育基本法の施行について (通知), 文部科学省ホームページ. http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/06122123.htm, (2021年7月4日参照)
- 82) 文部科学省：第2節 新しい時代にふさわしい教育基本法について, 文部科学省ホームページ. http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200601/001/001/003.htm, (2021年7月4日参照)
- 83) 文部科学省：新しい教育基本法について, 発行年不明. http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/houan/siryu/07051111/001.pdf, (2021年7月4日参照)
- 84) 文部科学省：教育基本法, 文部科学省ホームページ. https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/mext_00003.html, (2021年7月4日参照)
- 85) 教育基本法研究会：前掲56) pp.37-40.
- 86) 日本オリンピック委員会：前掲46) p.113.
- 87) 東京都教育委員会：前掲1) p.2.
- 88) 東京都教育委員会：前掲1) p.6.
- 89) 日本オリンピック・アカデミー：JOAオリンピック小事典2020増補改訂版. メディアパル. pp.54-55, 2019.
- 90) 日本オリンピック委員会：オリンピック憲章 (2020年版・英和対訳, 2020年7月17日から有効). p.10, 2020. <https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2020.pdf>, (2021年7月4日参照)
- 91) 教育基本法研究会：前掲56) p.39.
- 92) 日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会：前掲66) p.14.
- 93) I'm POSSIBLE日本版事務局：前掲47) p.12.
- 94) 教育基本法研究会：前掲56) p.41.
- 95) 日本オリンピック委員会：アクティビティシート. p.6, pp.57-58, 2018. https://www.joc.or.jp/olympism/ovep/pdf/ovep2017_activity.pdf, (2021年7月4日参照)
- 96) 日本オリンピック委員会：前掲95) p.6.
- 97) 教育基本法研究会：前掲56) pp.41-42.
- 98) 東京都教育委員会：前掲1) p.2.
- 99) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：前掲10) p.1.
- 100) 教育基本法研究会：前掲56) p.44.
- 101) 日本オリンピック委員会：フェアプレー, 日本オリンピック委員会ホームページ. <https://www.joc.or.jp/olympism/fairplay/>, (2021年7月4日参照)
- 102) I'm POSSIBLE日本版事務局：前掲47) p.12.
- 103) 日本オリンピック委員会：前掲46) p.18.
- 104) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：前掲10) p.1.
- 105) 教育基本法研究会：前掲56) pp.44-45.
- 106) 教育基本法研究会：前掲56) p.46.
- 107) 日本オリンピック委員会：前掲46) p.17, p.100.
- 108) 東京都教育委員会：前掲1) p.2, p.6.
- 109) 筑波大学オリンピック教育プラットフォーム (CORE) など：前掲11) p.2.
- 110) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：前掲10) p.1.
- 111) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：大会ビジョン. <https://tokyo2020.org/ja/games/games-vision/>, (2021年7月4日参照)
- 112) 東京都教育委員会：前掲1) p.6.
- 113) 教育基本法研究会：前掲56) pp.46-47.
- 114) 東京都教育委員会：前掲1) p.6.
- 115) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：前掲10) p.1.
- 116) 筑波大学オリンピック教育プラットフォーム (CORE) など：前掲11) p.2.
- 117) スポーツ庁：前掲書7) p.4.
- 118) 教育基本法研究会：前掲56) pp.46-47.
- 119) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：前掲10) p.1.
- 120) スポーツ庁：前掲7) p.4.
- 121) 教育基本法研究会：前掲56) p.49.
- 122) 日本オリンピック委員会：前掲46) p.17.
- 123) 東京都教育委員会：前掲1) p.4.
- 124) 教育基本法研究会：前掲56) p.51.
- 125) 東京都教育委員会：前掲1) p.4, p.6.
- 126) 筑波大学オリンピック教育プラットフォーム (CORE) など：前掲11) p.2.
- 127) 教育基本法研究会：前掲56) pp.52-53.
- 128) 教育基本法研究会：前掲56) pp.58-59.
- 129) 東京都教育委員会：前掲1) p.2, p.7.

- 130) 筑波大学オリンピック教育プラットフォーム (CORE) など：前掲11) p.2.
- 131) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：前掲10) p.1.
- 132) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：前掲111)
- 133) 教育基本法研究会：前掲56) p.59.
- 134) 日本オリンピック委員会：前掲90) p.10.
- 135) 日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会：前掲66) p.14.
- 136) 東京都教育委員会：前掲1) p.2, p.7.
- 137) 筑波大学オリンピック教育プラットフォーム (CORE) など：前掲11) p.2.
- 138) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：前掲10) p.1.
- 139) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：前掲10) p.1.
- 140) 教育基本法研究会：前掲56) p.42.
- 141) 教育基本法研究会：前掲56) p.44.
- 142) 日本オリンピック委員会：JOCの進めるオリンピック・ムーブメント, pp.5-6, 2014. <https://www.joc.or.jp/movement/data/movementbook.pdf>, (2021年7月4日参照)
- 143) 日本オリンピック委員会：前掲46) p.18, pp.79-117.
- 144) I'm POSSIBLE日本版事務局：前掲47) p.12.
- 145) 東京都教育委員会：前掲1) pp.2-7.
- 146) スポーツ庁：前掲書7) pp.3-4.
- 147) 筑波大学オリンピック教育プラットフォーム (CORE) など：前掲11) p.2.
- 148) スポーツ庁：前掲6)
- 149) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：前掲10) p.1.
- 150) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：前掲111)
- 151) 文部科学省：前掲84)